

國立 国会 図書館 月報

NATIONAL
D I E T
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2025.9/10



外国の法令情報を発信する雑誌『外国の立法』
～その歩みとこれから～

〈表紙裏反古〉になった『集古十種』
—破損した表紙からみる松平定信の活動—

連載 検印・検印紙セレクション
第二回 著者自身の言葉にみる検印

國立 国会 図書館 月報

NO. 773/774
SEPTEMBER/OCTOBER 2025

CONTENTS

1 あとの人の健康法

—『現代名士の養生振』—

今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から

6 外国の法令情報を発信する雑誌

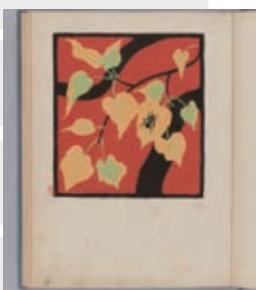
『外国の立法』—その歩みとこれから—

15 〈表紙裏反古〉になつた『集古十種』

—破損した表紙からみる松平定信の活動—

28 連載 検印・検印紙セレクション
第二回 著者自身の言葉にみる検印

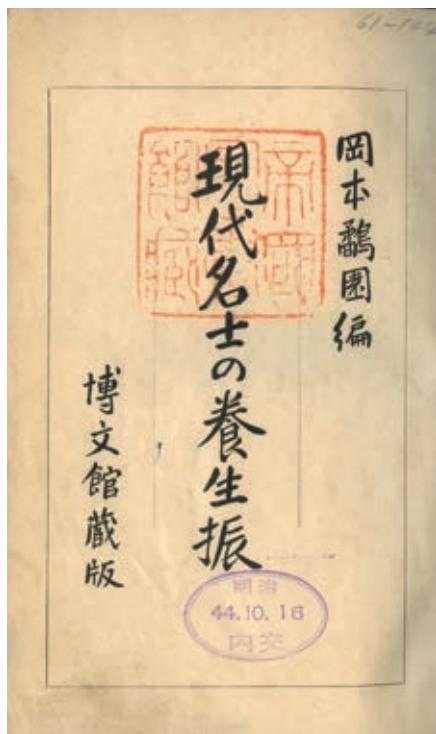
- | | |
|----------------|----------------|
| 5 館内スコープ | 34 本屋にない本 |
| —難（問）去つてまた難（問） | 『馬車道 150周年記念誌』 |
| NDL Topics | |



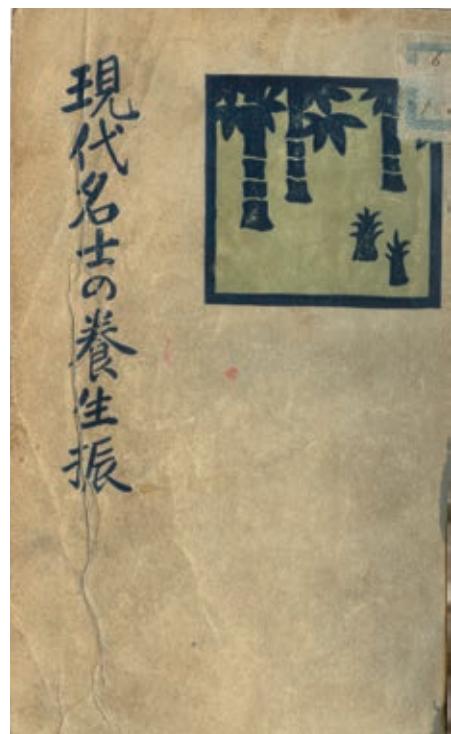
表紙：杉浦非水『非水一般応用图案集』より
平安堂書店 1921 32cm
<https://dl.ndl.go.jp/pid/13701947/1/17>

あとの人の健康法—『現代名士の養生振』—

勝田 真紀子



標題紙



表紙

『現代名士の養生振』

岡本学 編, 博文館, 1911, 302p ; 19cm
<https://dl.ndl.go.jp/pid/836858>

明治44（1911）年に刊行された本書は、当時の著名人43名の健康法を一冊にまとめた本です。本書に登場する人物が生きた幕末から明治・大正時代にかけて、医療の中心は東洋医学から西洋医学へと転換し、近代的な保健医療体制の礎が築かれました。人々の健康をめぐる社会の状況が大きく変化した時代、どのような健康法があり、「名士」たちは何を実践していたのでしょうか。その一部をご紹介します。

本書のなかで一人目に登場するのは、当時通信大臣であり、のちに関東大震災後の東京復興や日ソ国交回復に尽力したことでも有名な後藤新平（1857～1929）です。明治の半ば頃には内務省衛生局に勤務し、コレラなどの感染症が大流行するなか公衆衛生分野で活躍しましたが、健康法としてまず挙げているのは冷水浴です。冷水浴は皮膚に冷水による刺激を与えることで血流を良くする健康法です。本書では多くの人物が言及しており、当時かなり流行していたことが伺えます。

ちなみに、後藤は医師でもありましたが、本書では、医師の健康法として、外科医の佐藤進（1845～1921）が、ドイツに留学経験があるためか、「西洋人の如く、毎日の生活は、規則正しく送ることに注意して居

明治時代の健康法

呼吸法

呼吸法には、単なる健康増進のみならず精神の修養という側面もあったようです。岡田式静坐法、二木式呼吸法、藤田式息心調和法などが代表的です。



「静坐のと腰と背」
成は腰へしあき男へ方後ぐく成は腰
しまがるせら以に前くべる



岡田式静坐法の姿勢

岸本能武太『岡田式静坐三年』13版, 大日本図書, 1916

(左) 「「腰と腰との姿勢」腰は成るべく後方へ突き出し、腰は成るべく前に反らせるがよし」

<https://dl.ndl.go.jp/pid/935549/1/48>

(右上) 「「手の組み様」手は左右何れが外になりてもよし。組んだ儘静かに腹或は膝の上におくべし」

<https://dl.ndl.go.jp/pid/935549/1/52>

(右下) 「「足の組み様」足は左右何れが上になりてもよし。只成るべく深く重ねるをよしとす」

<https://dl.ndl.go.jp/pid/935549/1/47>

さまざまな呼吸法の本



実業之日本社編『岡田式静坐法』
実業之日本社, 1912
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1087516>



二木謙三『健康の第一義』新愛知新聞社, 1910
<https://dl.ndl.go.jp/pid/836846/1/1>



藤田靈齋著, 池田天真編『藤田式修養息心調和法初伝』18版, 真人社, 1913
<https://dl.ndl.go.jp/pid/924012/1/2>

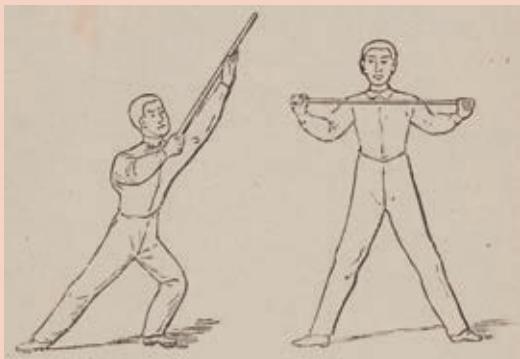
明治時代には西洋医学が普及しましたが、同時に、近代的な治療では回復しなかつた症状が、必ずしも近代的ではない方法により改善したという体験もまた知られるようになります。そのひとつは呼吸法です。政治家でジャーナリストの島田三郎（1852～1923）は、リウマチで病床にあつた際に贈られた『健康の第一義』^③という本をきっかけに深呼吸を行うようになったと述べています。実践の際には江戸時代の養生書である『病家須知』^④も参考にしています。また、外交官、衆議院議員を経て弁護士として活動している鈴木充美（1854～1930）は、大病後にあまり活動しないようになり引込思案になっていた際、友人の勧めにより呼吸法を実践したところ、石段を上る際の息切れがなくなり、体重が増え、読書をしても倦み疲れることがなくなつたという体験を述べています。その方法は「岡田式静坐法」というもの

る」と述べ、毎日必ず肉食をし、牛乳を飲むなどとっています。一方、精神科医の吳秀三（1865～1932）は、「此養生法は一切実行して居らぬ」と述べています。「一體此頃の青年学生が、彼の神經衰弱に襲はれたりするのは、惟ふに余りに養生に注意し過ぎるからである」ともあり、健康について気にし過ぎないことが健康の秘訣のようです。

秀三（1865～1932）は、「此養生法は一切実行して居らぬ」と述べています。「一體此頃の青年学生が、彼の神經衰弱に襲はれたりするのは、惟ふに余りに養生に注意し過ぎるからである」ともあり、健康について気にし過ぎないことが健康の秘訣のようです。

体操

体操は、明治11（1878）年に日本政府の招聘により来日した米国人のリーランド（George Adams Leland）によって広められました。全身の血行をよくし、身体の滋養に効果があるとされました。



金棒を用いた体操をする人

坪井玄道、可児徳編『鉄棒体操』大日本図書、1908

<https://dl.ndl.go.jp/pid/860403/1/19>

冷水浴、冷水摩擦

冷水に浸した布で全身を拭った後タオルで摩擦する方法（初心者向け）や、冷水に入り浴中で身体を摩擦し、さらに水から出た後タオルで摩擦する方法（強壮な人向け）など、様々なやり方があるようです。欧州留学中に冷水浴、冷水摩擦に出会った医師の佐々木政吉の普及活動などにより広まつたとされます。



冷水浴（左）、冷水摩擦（右）をする人

遠山椿吉『実験冷水摩擦法』（最新衛生叢書；第5編）広文堂、1912

<https://dl.ndl.go.jp/pid/836914/1/17>

<https://dl.ndl.go.jp/pid/836914/1/15>



肉食、牛乳の飲用

明治政府は、近代化の一環として国民の体位向上を目指し、それまでは宗教上の理由などから敬遠されてきた肉食をはじめ、牛乳、乳製品などの摂取を奨励しました。

福沢諭吉は、腸チフスの療養時に牛乳を用いていたことから、病後「牛馬会社」から牛乳の普及を頼まれ、「肉食之説」と題して牛肉や牛乳が身体のために有効であると説いています。



牛鍋屋で牛鍋を食べる人

（左）仮名垣魯文（野崎文蔵）『安愚樂鍋 牛店雜談 一名・奴論建3編下』誠至堂、明4-5序

<https://dl.ndl.go.jp/pid/882305/1/51>

（右）牛馬會社『肉食之説』1870

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1886481>



で、明治後期から大正にかけて、「殆どその名を知らぬ人がないといつてもよい位^⑤」と言われるほど流行しました。

財政学者の田中穗積（1876～1944）は、のちに早稲田大学の総長を足掛け14年にわたり務めることになりますが、若い時分には身体が虚弱で勉学を続けることに非常に困難を伴つたようです。小学生の頃は一年通学しては一年休むという状態で、心配する両親を押し切つて中学に進学した後も神経衰弱を起こして度々卒倒、大学卒業後に留学生として選抜され洋行した際は「梯子段から倒れた弾みに転がり落ちたことが幾度あつたか知れぬ」といった状態で、帰国してからも病気になり「日々に体力が減じて、次第に痩せ衰へて往く」等々、大変な様子です。

このような中、専門家などから助言を得て、朝食前に深呼吸、冷水浴、金棒の体操、時には庭園の掃除を行い、夕食後は必ず散歩を行うようにして以来、「著しく身体が丈夫になつた」と述べています。冷水浴や深呼吸に関する記述は本書で多数見られます、効果を感じている人は多いようです。

ところで、本書の編者である岡本学（1887～没年不明）は、校正中に病氣で入院し、退院後も体調が思わしくなかつた旨を冒頭に記しています。「之れ編者が平生何

本書に登場する名士たちの健康法

井上馨

政治家（75歳）



- 74歳で大病をするまで病気にからなかつたのは、冷水浴の賜であると考えている。
- 発熱時も医師に止められたにもかかわらず水風呂をやめず、むしろ入っている時間を長くすることが「余の精神的療法」。
- 冷水浴によって血液循環がよくなり、外套や襟巻が不要になった。

大隈重信

政治家（73歳）



- 普段から極めて楽天的で、精神が肉体を支配するという信念を持っているためか、老いて益々意気盛んである。
- 病気以外について、例えば、不時の災厄で怪我するようなことは、「疾くに免疫してある」。もはや怪我というものは、断じてしないことにしている。

黒田清輝

芸術家（45歳）



- 就寝前に櫻の棒を200回程度振ることにしている。これにより、寝た時の心地が大変によい。
- 非常によく眠り、大抵1時半頃に就寝し、9時頃起床する。骨休めのためしばしば鎌倉へ出かけるが、行けばほとんど終日寝て暮らしている。

小村寿太郎

外交官（56歳）



- 以前は多忙のため昼食を抜くことが多く、酒を相當に飲み煙草をよく吸うという不養生、不摂生な生活であったが、ここ数年で身体の衰えを感じ、規則的な生活を心掛けている。
- 日曜日に近辺へ汽車旅行することが、大変気怠めになる。

渋沢栄一

実業家（71歳）



- いつまでも気を若く保って引込思案に流れないということが、健康のためには最も必要なことと思われる。
- 未だに一晩くらいの徹夜は平気。睡眠不足とか何とか言って、若い人達の渋面作るのを見ると、可笑しくてならない。

※括弧内は本書刊行時（明治44年）の満年齢

肖像写真の出典

（井上馨、小村寿太郎）『近世名士写真』其1,近世名士写真颁布会,1935 <https://dl.ndl.go.jp/pid/3514946/1/29> <https://dl.ndl.go.jp/pid/3514946/1/69>
（大隈重信、渋沢栄一）『近世名士写真』其2,近世名士写真颁布会,1935 <https://dl.ndl.go.jp/pid/3514947/1/33> <https://dl.ndl.go.jp/pid/3514947/1/71>
(黒田清輝)『幕末・明治・大正回顧八十年史』第12輯,東洋文化協会,1936 <https://dl.ndl.go.jp/pid/8797968/1/28>

等の養生法を有せざりしの罪に坐す」とあります
が、岡本氏はその後何冊も本を刊行して
いるようで、体調は回復したものと想像しま
す。本書を参考に何らかの健康法を実践し、
効果が得られたのか、気になるところです。

- 1 本書では、「健康」「養生」「衛生」が似たような意味を指しながら混在して用いられています。「健康」という語は、幕末には health の訳語としての用例が見られ、明治以降次第に普及し、それまで用いられていた「養生」の語に取って代わるようになりました。「衛生」は、医師の長与専斎が、自分が初代局長を務めることとなる国民の健康管理に従事する内務省の組織を「衛生局」と名付けたことから広まり、明治時代にさかんに用いられました。
- 2 聞き取りが行われた明治44（1911）年6月時点。
- 3 二木謙三『健康の第一義』新愛知新聞社,1910 <https://dl.ndl.go.jp/pid/836846>
- 4 平野重誠『病家須知8巻』天保3-6<当館請求記号137-22> なお、本書で島田三郎は、『病家須知』著者を「水野華谿」としています。「水野華谿」の詳細は不明ですが、平野重誠の号は「革谿」であること、島田三郎が用いたものは写本であることなどから、「平野革谿」を「水野華谿」と間違えたのではないかと思われます。
- 5 加藤美侖『実験比較健康法全書』帝国教育学会,1917, p.287 <https://dl.ndl.go.jp/pid/935593/1/175>
- 6 岡本氏の半生については、大正9（1920）年刊行の自伝（岡本学『死獄』日の出書房,1920 <https://dl.ndl.go.jp/pid/908780>）に詳しく書かれています。

「〇〇を行おうと考えていますが、法規上問題はないでしょうか。」

——また難しい照会がきたぞ。さて、どこから手を付けようか——

法規係では、国立国会図書館に関する規程、規則等の立案や業務を行うに当たって生じた法律や規則等についての館内職員からの照会（問合せ）に対する対応を主に行っています。

国立国会図書館では、多くの利用者の方へ様々なサービスを提供していますが、それらは、法規により定められたルールに基づき行われています。提供するサービスの種類・内容・方法、資料の収集・管理、勤務する職員に関することなど、多くのルールが定められています。法規係は、このような国立国会図書館のルールを作るとともに、作られたルールに関して生じた疑問などについて回答するという業務を担っています。

国立国会図書館のルールは、著作権法の改正など

の外部の事情によって変わることもあるが、冒頭のような照会が発端となって変わることもあります。昨年度は、執筆時点での法規制定に至った例までもないものの、照会を契機に今後法規の改正

が行われるものやマニュアルの形でルールの制定がされたものがあります。

法規係への照会はこれまでに例がないからこそ行われることが少なくありません。中にはどこから手を付ければよいかわからないような難しい照会も寄せられます。そのような照会は、手掛かりが見つかるまで、法規の文言や制定時の議論、過去の回答、判例、他官庁の類例など、あらゆる資料にあたります。60年近く前の法規制定時の記録が手掛かりになることもあります。そして、回答の軸となる手掛かりが見つかれば、係内で議論を尽くし回答を完成させます。ときには照会者の望む方針とは異なる回答になることもあります。そのようなときでも法的な根拠を示し理論的な説明を行い、照会者の理解を得られるように努めています。

「なるほど、法規的な問題点についてよくわかりました。」

照会者にそう思つてもらえるよう、法規係では日々法規的な問題について検討を重ねています。
(総務課 法規係 リブラー)

一難（問）去つてまた一難（問）



歴代の法規集。法規がどのように変わったのかが回答の手掛かりになることも。



外国の法令情報を発信する雑誌

『外国の立法』

～その歩みとこれから～



写真2 『外国の立法—立法情報・翻訳・解説—』
月刊版 第303-2号 2025年5月
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/index.html>

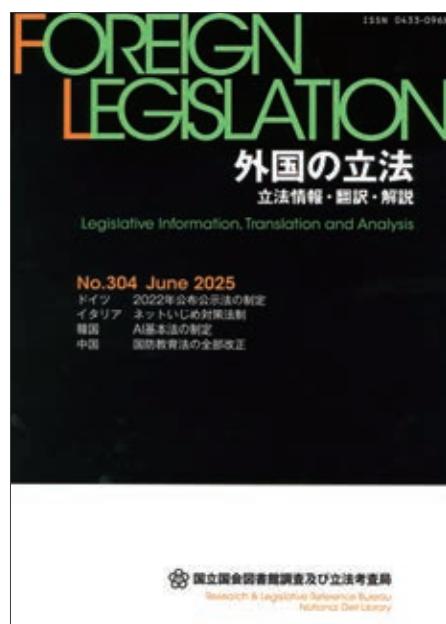


写真1 『外国の立法—立法情報・翻訳・解説—』
季刊版 第304号 2025年6月
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/index.html>

国立国会図書館は、国会サービスの一環として、調査及び立法考査局の職員を中心として国政課題に関する調査成果をまとめ、ホームページなどを通じて発信しています。

雑誌『外国の立法』もその一つです。諸外国の最新の法令情報を紹介・解説する『外国の立法』は、創刊以降どのように歩んできたのでしょうか。

実際に執筆や編集に当たっている職員が、最新の状況も含めて御紹介します。

『外国の立法』とは？

『外国の立法—立法情報・翻訳・解説—』

(以下『外国の立法』という略称で統一)は、諸外国の重要な法令の翻訳、その制定経緯や要点を解説した記事などを掲載した「季刊版」(年4回刊行)と、諸外国における新たな法令制定の動きとそれに関連する情報をより簡潔にまとめた「月刊版」(季刊版の刊行月を除く年8回刊行)とに分けて、刊行されています。我が国の国会において国政課題を検討し、法律案の作成・審議を行う際に、主要国の立法例を参考するという用途のほか、調査研究のための基礎的な資料としてご利用いただいています。

(2) 記事の形式と工夫

掲載されている記事の形式には、月刊版の場合、諸外国における新たな法令制定の動きとそれに関連する情報を主に紹介する「立法情報」(2ページ程度)、こうした動きなどを簡潔にまとめた「短信」(20行程度)、諸外国の議会における日本関係の審議動向、日本に関する重要な判決、国の指導者又は行政による対日政策発表等を紹介する「日本関係情報」(2~4ページ程度)、こうした審議動向などを簡潔にまとめた「日本関係情報(短信)」(20行程度)があります。季刊版の場合は、法令の解説(10ページ程度)

域)から3~4か国(地域)を順番に取り上げています。テーマについても、令和7

(2025)年5月号を例にしますと、政治分野(上院議員の行為規範)、外交分野(安保全保障条約)、財政分野(予算法)、産業分野(エネルギー政策)、労働分野(プラットフォーム労働規制)など、多岐にわたるものとなっています(前頁写真2)。

月刊版の各記事は短いのですが、例えば、今後提出される予定の法律案をその概要とともに一覧表にまとめたり(イギリス..

2024~25年会期における主な政府提出予定法律案)、選挙法改正により新しくなった投票用紙を図で示したり(イタリア..2017年上下両院選挙法改正)、できるだけ分かりやすく伝えられるように誌面の工夫を行っています。

(3) 執筆体制・スケジュール

『外国の立法』の編集は、調査及び立法考査局の海外立法情報調査室・課が担当しています。同室・課の管理職を含む10名の常勤職員に加えて、非常勤調査員として、外務省による対日政策発表等を紹介する「日本関係情報」(2~4ページ程度)、こうした審議動向などを簡潔にまとめた「日本関係情報(短信)」(20行程度)があります。その後、その国・地域の研究をリードされ

と翻訳という形式です。



もくじ	
創刊のことば	1
立法紹介	
オーストラリア 犯送及びテレビ放送法	2
西 ド イ ツ 直接選挙法	4
ドイツ裁判官法	8
ス イ ス 聖地代制限法	10
タ ル コ 新 憲 法	12
イ ギ リ ス 道路交通法案	15
空気圧・鋼鉄等の使用・衛生規則法案	16
1962年教育法	17
10選出費法案	19
ハイブ・ライシ法案	21
都市及び農村計画法案	22
1962年消費者保護法	24
ア メ リ カ 上院規則第22条(討論終局の風刺)	25
1961年自治体保健事業・施設法	27
引動力開拓・訓練法	28
研究紹介	
スウェーデン・デンマークの国会監察委員会	30
資料	
1. 第2次大戦後的主要各國憲法の変遷	33
2. 外國法令関係国内文献目録	41
3. 資料速報	48
外国制定法リスト(仏・西独・英・米)	(2)~(4)

写真3 創刊号の表紙（左）と目次（右）

『外国の立法』第1号 1962年9月 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2641419>

るような研究者となられた方も多くいらっしゃいます。

執筆・編集は、1年間の編集スケジュールをあらかじめ定め、それに沿つて行っています。月刊版の場合、執筆テーマの決定から刊行に至るまで約2か月、季刊版の場合、同じく約5か月の期間をかけています。

『外国の立法』の歩み

続いて、『外国の立法』創刊から現在に至るまでの歩みを簡単に御紹介いたします。

以下では、便宜のため、後述する誌名の変更等に基づいて、第1期と第2期に区分してみます。

〔第1期〕 第1号「創刊号」～第2008号 1962～2000年

『外国の立法』は、昭和37（1962）年9月に創刊されました（写真3）。当館の歴史から見ますと、その前年に現在の東京本館の本館庁舎が永田町に竣工し、新たな

活動を開始した時期に当たります。創刊当時は2か月に1回のペースで刊行されており、判型も現在のA4判より小型のA5判でした。創刊に当たり、「『外国の立法』は、「わが国が当面する問題のため参考となると思われる主要な外国法律等につき簡単な紹介をおこない、必要に応じ各国の議会の立法手続等についてもあわせて紹介するほか、資料として、さしあたり英米独仏の四ヵ国の通過法律の件名リストを逐次掲載する」〔1〕」と位置付けられました。

創刊号を実際に開いてみると、まず、西ドイツの「ドイツ裁判官法」、トルコの「新憲法」、アメリカの「上院規則第22条（討論終局の規則）」など、15件の諸外国の法令（法案を含む。）に関する解説が掲載されています。ドイツ統一前の「西ドイツ」という国名のほか、ここで取り上げられているトルコの「新憲法」（1961年制定）に対しても、それから約20年後（1982年）には次の「新憲法」（現在のトルコ共和国憲法）が制定されていることを考慮すると、時代の移り変わ

立法の動き

◇**ブラジル** ◇**カナダ** ◇**フィンランド** ◇**フランス** ◇**イギリス**

7月27日、制憲議会第1読会は、新憲法案を圧倒的多数で可決した。この法案は、1964年から1985年までの軍事政権が1967年に制定した憲法を廃止して新憲法にかえようとするものであり、第2読会で可決されなければ公布されない。しかし、深層地下の国有化、公共部門労働者へのストライキ権の賦与、銀行利息の公定化（年率12%）、などかなりラディカルな規定を盛込んでいるため、サルネイ大統領、軍、財界のトップクラスは早くも、修正を希望している。また、数人の有力閣僚が既に辞意を表明している。（Le Monde, 1988. 7. 30）

◎**カナダ** ◇**著作権の保護**

コンピュータ・プログラムを著作物と定義し、その著作権を著作権者の生存中及び死後50年保護する法案が、1988年6月2日に議会を通過した。同法案はまた海賊版に対する罰金を重くし、プログラムを無断で改変することも禁じている。（Wall Street Journal Europa, 1988. 6. 30）

◎**フィンランド** ◇**株式取引**

政府は、株式取引所、仲買人協会の自主規制に代わる「株式取引法案」を作成した。その主要内容は、①企業の株式上場以前の最低500人の株主の確保義務、②インサイダー取引の禁止、③インサイダーの株式売買に対する届出義務、④経営幹部の短期ベースの株の購入の禁止、⑤株式売買における虚偽または誤解を招く情報の提供・内部情報の悪用の处罚、である。（International Financial Law Review, 1988. 5. 8）

◎**フランス** ◇**コンピュータ犯罪法** (Loi 88-19, 5. jan. 1988) >

不正に自動データ・システムにアクセスした者に対する处罚（2ヶ月以上1年未満の禁固刑または2,000~50,000フランの罰金）を定める。データの削除または改変、システム自体の改変に対しては、处罚は加重（最高刑は禁固2年以上または罰金100,000フランまで）される。謀議に参加した者も处罚の対象となり、裁判所は機器の押収を命ずることができる。（la Semaine juridique, 1988. 1. 20）

◎**イギリス** ◇**離婚法改正**

法律委員会は、破綻主義を採る改正案を勧告した。これによれば、一定の別居期間経過後、または婚姻破綻の事実の確認後、子の扶養、住宅、家計等の調整が終われば、離婚が成立する。従って、9~12ヶ月で概ね離婚が認められることになる、という。

“Facing the future; a discussion paper on the ground for divorce.” (House of Commons Papers Session [1987-88] No. 479.) (Times, 1988. 5. 26)

◇**政府秘密法の改正**

政府は、1988年6月29日、悪評高い「1911年政府秘密法」第2条を改正し、20年来的政治問題に終止符を打つ案を発表した。同条では

'88 v.27 n.5 - 253 -

写真4 「立法の動き」の最初の事例

『外国の立法』第157号 1988年9月
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2641575/1/19>

平成9（1997）年の第201号からは、特集を組むことが多くなったことを受けて、それまでの2か月に1回の刊行から不定期刊行（年数回程度）となりました。内容も、法令の翻訳に制定経緯等の解説を付したもの

りを強く感じます。また、「制度紹介」という欄が設けられ、スウェーデンとデンマークの国会監察委員制度^②が取り上げられています。そこには、国会サービスの一環として当館が行う調査の特色である、（個別の法令のみならず）諸外国の制度を分析し、紹介することへの関心や、通常参照されること

との多い国（地域）にとどまらない調査対象の幅広さを見て取ることができるように思います。このほか、創刊号には、当館の所蔵資料を活用した、外国法令に関する国内文献目録や、主要国の制定法律の一覧も掲載されています。現在のように、各国の議会等のウェブサイトを経由して、制定さ

れた法律に手軽にアクセスすることができます。なかつた当時、このような一覧は重要なものであつたことがうかがえます。

その後、誌面の構成は、時期によって少し変化するものの、大きく分けて、諸外国の法令の解説を行う「立法紹介」、外国法令に關係する邦語文献の目録などの「資料（紹介）」及び英米独仏4か国の「外国法制定リスト」という3部構成になります。さらに、昭和63（1988）年の第157号からは、10行程度で諸外国の法令を簡潔に紹介する「立法の動き」欄が、新たに加えられました。第157号の当該欄で取り上げられた国は、掲載順に、**ブラジル**、**カナダ**、**フィンランド**、**フランス**、**イギリス**、**イタリア**、**ペルー**、**ポーランド**、**フィリピン**、**イスラス**と多岐にわたっています（写真4）。

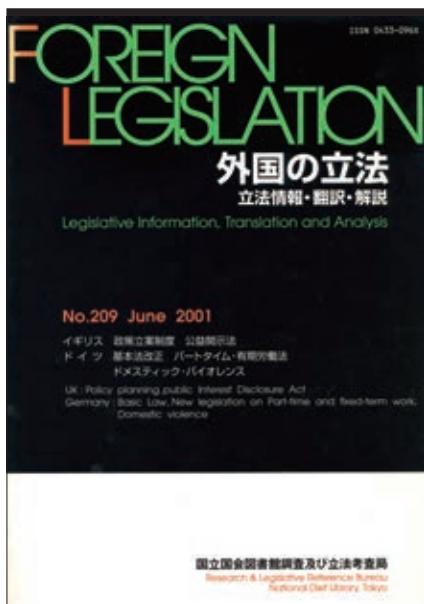


写真6 誌名変更後、初めての号。このとき誌面の判型がA4判となった。現在と違い、英文の記事タイトルも併記されている。
『外国の立法—立法情報・翻訳・解説』
季刊版 第209号 2001年6月
<当館請求記号 Z2-5>



写真5 特集「宗教団体とカルト対策」を組んだ号。このときは、まだA5判であった。
『外国の立法』第201号 1997年5月
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2641611>

のとなっています。初期の特集テーマには「宗教団体とカルト対策」(平成9(1997)年5月)、「金融機関救済」(平成10(1998)6月)などがあり(写真5)、前者は平成7(1995)年に発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件、後者は平成9(1997)年の(北日本で当時最大の銀行であった)北海道拓殖銀行の破綻などというように、刊行当時の我が国の社会情勢を色濃く反映した設定となっています。

〈第2期〉 2001年～現在

平成13(2001)年4月、諸外国における最新の法令制定の動きなどに関する調査・情報提供を強化するため、『外国の立法』の執筆・編集を専門に行う部署として海外立法情報調査室・課が置かれました。この組織の見直しとともに、同年の第209号から、誌名を『外国の立法』から現在の『外

め、刊行頻度も不定期刊行から年4回となり、これが現在の季刊版となっています。判型が現在のA4判となつたのも、このときです(写真6)。さらに、平成20(2008)年の第235号以降、諸外国で制定された新たな法令をより迅速にお伝えできるよう、季刊版の別冊として月刊版を創刊しました(次頁写真7)。

現在では、季刊版、月刊版とともに、特集(小特集)を積極的に企画し、国政課題に関する情報提供を行うとともに、諸外国においてどのような法令が制定されているかのトレンドをお伝えすることができます工夫しています。近年において長期にわたり特集を組んだテーマとしては、「新型コロナウイルス感染症」や「ロシアのウクライナ侵攻」があります。前者は16回(2020年5月～2022年4月)、後者は4回(2022年7月～11月)にわたり企画しました。新型コロナウイルス感染症に関しては、当初、関連記事執筆が複数年にわたり続くことになるとは予想していませんでしたが、我が

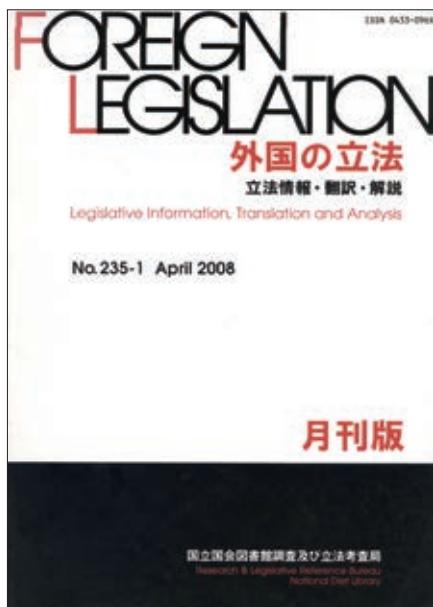


写真7 月刊版の初めての号。現在と違い、記事タイトルが表紙に記されていない。
『外国の立法—立法情報・翻訳・解説一』
月刊版 第235-1号 2008年4月
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legislation2008.html>

国で必要とされる情報が何かを見極めつつ、時には現地（海外）と電子メール等でやり取りもしながら、まさに同時進行で執筆を進めたことが印象に残っています。合計73件の関連記事は、今後も各国（地域）において同感染症対策の推移を追う際の参考にしていただければありがたいと思います。

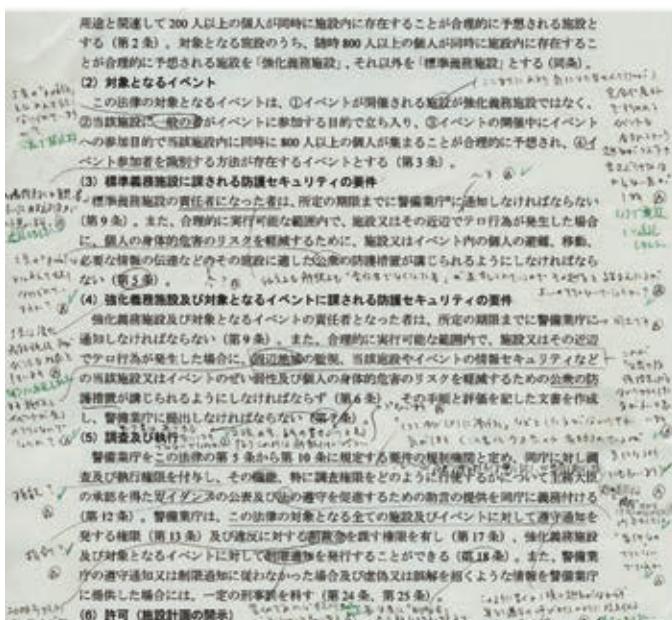


写真8 室課内で確認を受けて指摘が書き込まれた原稿の例。指摘を反映しながら、より読みやすい原稿を目指して直していく。

『外国の立法』は、今回御紹介したように、創刊当初から諸外国の立法動向に関する正確な情報を幅広く提供することができるよう試行錯誤を続けてきました。諸外国の法令を紹介し、解説するという枠組みの下、時代の移り変わりとともに変化した部分はあります。改めて振り返ってみると、記事の形式のコンセプトや、時宜を踏まえた

特集（小特集）の企画など、現在につながるものも多いように思われます。これからも、読者の皆様からの御意見、御指導をいただきながら、国政審議を始めとした幅広い用途に少しでもお役に立てるよう努力してまいります。あらためて今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（海外立法情報課長 芦田 淳）

- 1 山越道三「創刊のことば」『外国の立法』第1号、1962年9月、p.1. この創刊号を始め、過去の『外国の立法』は、国立国会図書館デジタルコレクション又は国立国会図書館ホームページから、全文をご覧いただくことができます。
- 2 スウェーデンの国会監察委員制度については、「国会両院から選出される選挙人団によって選任され、国会の信任の下に行政司法各部を監督し市民の権利保護の任にあたる」ものと紹介されており、デンマークの同制度については、「スウェーデンにおおむね類似するが、著しい相違として、監督対象が行政しかも中央行政のみに限られる」ことが挙げられています。

テーマ探しから刊行まで～韓国の担当者の場合～

『外国の立法』は、実際にどのような流れを経て、皆さんの目に触れるような形になつてないのでしょうか？韓国を例に、執筆テーマを探すところから刊行されるまでの流れについてご紹介します。

1 テーマ探し

海外立法情報調査室・課では、室課員それぞれについて、自分の担当する国や地域が決まっています。筆者の担当する韓国では、法律の一部を改正する法律が多いこともあり、年間に850件前後の法律がつくられています。なお、厳密に比べることは難しいものの、我が国でつくられる法律の件数は平均で年間88件程度ですから、韓国の法律の「多さ」がお分かりいただけのではないかと思います。

こうした多くの法律を前にして、例えば、「現在、我が国でどのようなテーマが国政課題として議論されているか」「我が国ではまだあまり関心を持たれていないけれど将来参考になるのではないか」「紹介した場合に我が国にどのようなメリットがあるか」といった観点から、執筆するテーマを探します。その際、韓国で発行される新聞や雑誌、インターネット上のニュースサイトなどに日々目を通しているほか（次頁写真9）、法律や法律案を調べるために、韓国国会のデータベースなどで定期的に情報収集しています。さらに、最近は、動画サイトから情報を収集する割合が増えてきました。例えば、国会放送（韓国国会が運営している放送局）のYouTubeチャンネルは、新たに制定された個々の法律の解説などを動画で配信していますし、国会放送や韓国的主要放送局のニュース番組は、放送の当日から配信されているなど、これらの動画から執筆のヒントを得ることもしばしばあります。インターネットサイトのチェックに関しては、毎日チェックするサイト、1週間に1回チェックするサイト、1か月に1回チェックするサイトの3つに分けており、状況に応じてチェックの頻度を見直しています。例えば、以前は国会関連のニュースサイトは毎日チェックしていましたが、国会放送の動画を見るようになつてからは1週間に1回に頻度を下げています。執筆の時間は限られており、どのようなテー

マを選ぶかによつて、その後の作業が大きく左右されますから、効率よく、かつ、重要なテーマを漏らすことなく執筆テーマを絞つていきます。

なお、法律だけではなく、韓国の国会で行われる日本関係の決議等についても、注意を払っています。ただ、こうした決議等は、政権の姿勢に左右され、日本関係の決議等が数多く出された時期もありましたが、現時点（2025年6月）においてそのような決議はありません。

執筆テーマがある程度絞られてくると、いつ、どのように取り上げるかを考えます。「いつ」については、我が国における議論の動向や、取り上げる法律の重要性、分量、公布や施行のタイミングといった点を踏まえて決めていきます。「どのように」については、『外国の立法』の記事の形式にあわせて選んでいきます。例えば、改正された条文が1か条しかない非常に短い法律であれば、「月刊版」の「短信」のような形式を選ぶことが多くなります。他方、重要な法律については、時間をかけて調査した内容を解説としてまとめ、翻訳とともに「季刊版」で公表することが多くなります。

2 記事の執筆

海外立法情報調査室・課では、国会からの依頼を受けて調査を行うことは少なく、基本的には自分たちで取り上げるのにふさわしいと判断したテーマについて記事を執筆することが主な仕事です。ただ、記事が掲載される『外国の立法』は毎月刊行されるため、担当国（地域）の立法動向の「今」をお伝えすべく、日々新しいテーマと格闘しなければなりません。また、それぞれの国・地域の担当者は一人であることが多いため、幅広いテーマを視野に入れておく必要があり、テーマによっては、基本的な事項から勉強する必要が出てきます。通常は、2ペー

ジ程度の「立法情報」であれば、おおよそ1～2週間程度で書き上げることが多いのですが、あまり馴染みのないテーマであれば、もう少し時間がかかることがあります。

我が国と韓国は、例えば、少子高齢化や首都圏への人口集中など、取り組むべき課題にも共通したものが多く、近年はいわば「一緒に悩める存在」になっていると言われます。筆者の場合、最近であれば、ストーカー対策や、ディープフェイク性犯罪への対応強化といったテーマを取り上げて記事を執筆しました。^④

執筆に当たっては、どうすれば正確に、かつ、韓国の事情を知らない読者にも分かりやすく伝わるかといった点に気を付けながら進めています。また、韓国ならではの留意すべき点として、日韓両国の共通性ゆえに説明を加えない誤解される場合があるという点があります。例えば、身近な用語ですと、韓国語で「ケーブルカー」というと、日本語の「ロープウェイ」を指すといった事例があります。また、韓国語で「保育院」というと、日本語の「児童養護施設」を指すといった事例もありますので注意が必要です。



写真9 紙の新聞のチェックは日課です。新聞はインターネットでもチェックできますが、日々の出来事を網羅的にチェックするには紙の新聞が適しています。

新聞をチェックしている最中の筆者とチェックが済んで日々積みあがっていく新聞紙。



3 記事の確認

記事を執筆すると、まず、所属している海外立法情報調査室・課内で、管理職の確認を受けます。この確認では、法令の原文と照合して、おかしい点はないか、まとめ方は適切か、文章は誤解を招くものとなっていないかといった点から詳細なコメントが入ります。執筆中はこのような点に十分注意を払っているつもりですが、新たな目で確認されると、自分でも気付かなかった点を指摘されることがあります。こうしたコメントを踏まえた修正を終えると、次は、調査及び立法考査局内で、記述が正確であるかや客観性を保つているか、論理的で分かりやすいものとなっているかといった観点から、同局の全刊行物の査読を正

行っている部署の確認を受けることになります。以上の確認作業は、校正作業も合わせれば、月刊版でおおよそ1か月、季刊版でおおよそ3か月の期間をかけて行われます。このように二重のチェックを受けることで、当初気付かなかつた点も含めて、正確さと分かりやすさの両面からより良いものとなつて皆さんのお手元に届くようになっています。

さらに最近では、アジア関係資料の収集、整理等の業務を主管する関西館アジア情報課の職員も執筆しており、より多様な角度から、韓国に関する情報を『外国の立法』で提供できるよう工夫しています。^⑤今後とも、ご愛読いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(海外立法情報課 藤原 夏人)

- 1 韓国国会「最近制定・改正法律」<[https://www.clb.go.jp/recent-laws/number/](https://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawInqyList5010.do?genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2041&genMenuld=menu_serv_nlaw_lawt_2000&procWorkId=>』に基づく、直近5年間の公布法律件数の平均。2 内閣法制局「過去の法律案の提出・成立件数一覧」<』に基づく、令和2年から令和6年までの法律成立件数の平均。
- 3 このような時期の決議を紹介した記事として、例えば、中村穂佳「【韓国】日本の近代産業施設に関するユネスコ世界遺産委員会の勧告履行及び後続措置の再履行を求める決議の採択」『外国の立法』第289-2号, 2021.11, pp.54-56)、藤原夏人・田中福太郎・廣田美和「【韓国】旭日旗の持込禁止措置を求める決議」『同』第282-1号, 2020.1, pp.37-39
- 4 藤原夏人「韓国ストーカー対策法制」『外国の立法』第302号, 2024.12, pp.51-80; 同「【韓国】ディープフェイク性犯罪への対応強化一罰則強化と被害者保護」『同』第302-1号, 2025.1, pp.4-5など。
- 5 河村真澄「【韓国】無人キオスク端末等のアクセシビリティ向上のための法改正」『外国の立法』第302-1号, 2025.1, p.39; 阿部健太郎「【韓国】漫画振興法の改正」『同』第302-2号, 2025.2, p.28など。

実際の誌面から 【韓国】ヤングケアラー及びひきこもりへの支援に係る法律の制定

立法情報

【韓国】ヤングケアラー及びひきこもりへの支援に係る法律の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2025年3月25日、ヤングケアラー及びひきこもりの青少年に対する支援に係る法整備を目的とした「家族ケア等の危機児童・青年の支援に関する法律」が公布された。

1 背景と経緯

政府が公表した2024年「青年の暮らし実態調査」の結果によると、韓国の19歳から34歳までの若者の1.5%が「家族ケア青年」（家族の介護、家事等を日常的に行っているヤングケアラー）、5.2%が「孤立・隠とん青年」（日本のひきこもりに相当）であった¹。

韓国では、2021年5月に22歳の青年が自宅で介護していた父親を死亡させた事件をきっかけに、ヤングケアラーの存在が広く知られ、彼らへの支援を求める声が高まった²。また、ひきこもりについても、地方公共団体レベルでの散発的な支援は行われていたものの、若者の就職難を背景に近年その数が増加しており³、より体系的な支援を要する状況となっている⁴。

これら困難な境遇にある若者を支援するため、政府は2023年9月、「青年福祉5大課題」を公表し、ヤングケアラー、ひきこもり等に対する支援策を打ち出した⁵。あわせて、国会においても、これまで支援対象として十分に認識されてこなかったヤングケアラー及びひきこもりに対する支援に向けた動きが起こり、議員立法により関連法案が相次いで提出された。

その後、国会の法案審査の過程において、関連10法案が一本化され、2025年2月27日に国会本会議で可決、同年3月25日に「家族ケア等の危機児童・青年の支援に関する法律」⁶（以下「支援法」）が公布された⁷（法律第20846号、一部条項を除き2026年3月26日施行）。

2 支援法の概要

支援法は、全7章⁸（本則32か条及び附則2か条）から成る。概要は、次のとおりである。

(1) 定義及び基本原則

ヤングケアラーは「家族ケア児童・青年」（ケアが必要な家族に看護、介護、日常生活管理その他の支援を提供する者）、ひきこもりは「孤立・隠とん児童・青年」（他人との交流がほ

写真10 「立法情報」の一例

『外国の立法—立法情報・翻訳・解説一』月刊版 第303-2号 2025年5月
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/2025/index.html#no303-2>

ひきこもりは、韓国でも社会問題となっており、決して日本特有の問題ではありません。また、近年可視化してきたヤングケアラーの問題も、日韓が共通して抱える課題の一つです。日韓が共通の課題について共に悩み、お互いの取組を参照し合える時代になったことを示す一例として、このテーマを選びました。

韓国のひきこもりは、就職の失敗がきっかけになっていることが少くないと言われています。その背景には、若者の厳しい就職事情があります。

調査及び立法考查局 刊行物のご案内

調査及び立法考查局では、次の資料を刊行しています。

「国会と国民をつなぐ」調査及び立法考查局の刊行物を皆様もお読みになってみませんか？

- ・『調査と情報—ISSUE BRIEF—』（不定期刊）：国政課題に関する簡潔な解説シリーズ
- ・『レファレンス』（月刊）：国政の中長期的課題に関する調査論文集
- ・『調査資料』（随時）：特定のテーマに関する調査報告・資料集
- ・『外国の立法』（季刊・月刊）：外国の法令の翻訳、制定経緯の解説、外国の立法動向等

※国立国会図書館ホームページからPDFファイルでご覧いただけます。

分野・国・地域別での絞り込みも可能です。

国立国会図書館ホームページ > 国会関連情報 > 調査及び立法考查局の刊行物（近刊）

<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/newpublication.html>



新刊情報を届けします！

新刊情報やイベント情報などを掲載した「新刊お知らせメール」の配信（試行）をしています。

配信の登録ページは、上掲の近刊情報からアクセスできます。

皆様、ぜひご登録ください。

（調査企画課）

〈表紙裏反古〉になつた『集古十種』

—破損した表紙からみる松平定信の活動—

大沼 宜規

はじめに

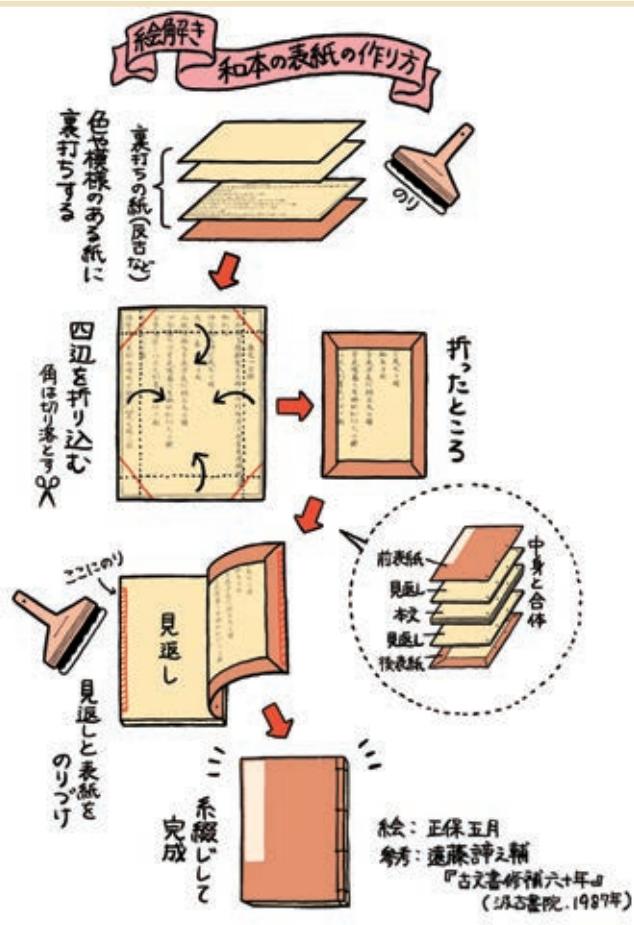


写真1a 『猪隈関白記』第1冊の前表紙〈表紙裏反古〉
<https://dl.ndl.go.jp/pid/13393061/1/3> (モノクロ)



写真1b 『集古十種』扁額8冊「正一位道祖神」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2592643/1/6>

和本（冊子）の表紙は、色や文様のある紙の裏側に紙を貼つて「裏打ち」にして補強し、四辺を中へ折り込んで作ります。表紙の裏側（以下「表紙裏」）は、そのままでは見栄えが悪いので、本文と同じ紙などを貼ります。この裏から貼る紙を「見返し」と呼びます。見返しによ

ることがあるのですが、「絵解き 和本の表紙の作り方」参照）、糊がはがれて表紙裏が露わになってしまふことがあります。見栄えは悪いのですが、反古が裏打ちとして使われている場合、本の成立事

じが分かるなど、興味深い発見につながります。見返しにより表紙裏は隠れるため、裏打ちには反古（不要になつた紙。本稿の場合、書物の印刷時に刷り損なうなどした紙）を用いることがあります。「補強材として表紙の裏側にひそむ反古」を「表紙裏反古」と呼んで研究する『表紙裏の書誌学』と

一 〈表紙裏反古〉の発見

はじめに写真1aをご覧ください。独特

の形の文字が印刷されています。これは、

江戸期に書写された『猪隈関白記』（鎌倉時代の公家近衛家実の日記）第1冊前表紙（書物の前側の表紙。後側の表紙（裏表紙）は後表紙と記します^②）の〈表紙裏

た『集古十種』という書物の反古であり、加えて従来知られていなかつたと思われましたことをお話していきたいと思います。

写真 2a～6a 『猪熊関白記』の〈表紙裏反古〉の一部

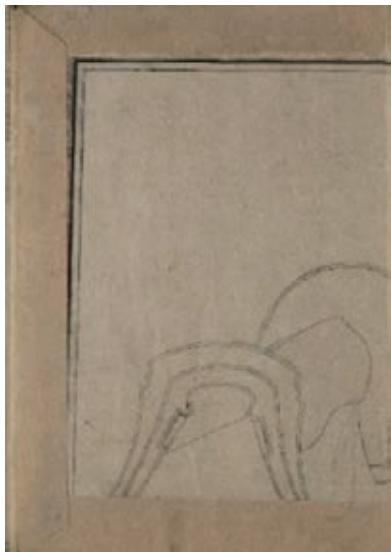


写真4a 第3冊前表紙



写真3a 第2冊後表紙



写真2a 第1冊後表紙

写真 2b～6b 写真 2a～6a に対応する『集古十種』の部分



写真4b 兵器類馬具3冊「河内国誉田八幡宮蔵 頼朝卿鞍図」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2592626/1/93>

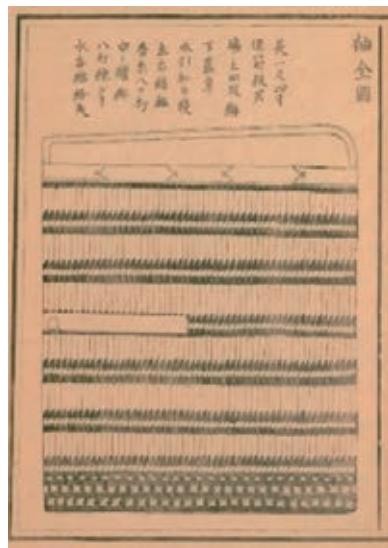


写真3b 兵器類甲冑12冊「厳島神社蔵大内義隆卿甲冑図」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2592621/1/94>



写真2b 兵器類刀剣1冊「卷之一目録」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2592625/1/3>

反古〉です。

糊がはがれて表紙裏が露わになつていいるのはこの表紙だけではありません。全4冊のうち、ほかに5枚分の表紙裏が露わになつていますが、いずれも〈表紙裏反古〉があります（写真2a～6a）。表紙と見返しとの間の糊がしつかりついている残る2枚の表紙も、解体はできませんが、隙間からそと内側を覗くと、〈表紙裏反古〉があることがわかります。

この『猪熊関白記』には、松平定信と白河（桑名）藩にゆかりの藏書印が捺されています⁽³⁾。定信は、寛政の改革を進めた江戸幕府の老中という印象が強いですが、老中退任後、文化事業に尽力したことでもよく知られています。なかでも、定信が編纂・刊行した古書画・古器物・古武具類の図録『集古十種』（17頁コラム1aから6aまでの〈表紙裏反古〉は、『集古十種』を印刷した時の反古ということはないでしょうか。

幸い『集古十種』は類別されているので、寺社の額などに使われた額字

Column 1 『集古十種』

松平定信編。古書画・古器物・古武具類の大型木版図録。全85冊。碑銘、鐘銘、兵器(甲冑、旌旗、弓矢、刀劍、馬具)、銅器、樂器、文房、印章、扁額、古画肖像、法帖定家卿真跡小倉色紙、七祖贊弘法大師真跡、牧谿玉潤八景、名物古画に類別されます。図には、遺品の所在・材質・法量・特色などが記されています。

※本稿で紹介する資料の一部は国立国会図書館デジタルコレクションでご覧いただけます。
ただし、『猪隈閑白記』などは、過去に撮影されたマイクロフィルムをもとにデジタル化されているため、モノクロ画像であるとともに、〈表紙裏反古〉を撮影していないものがあります。

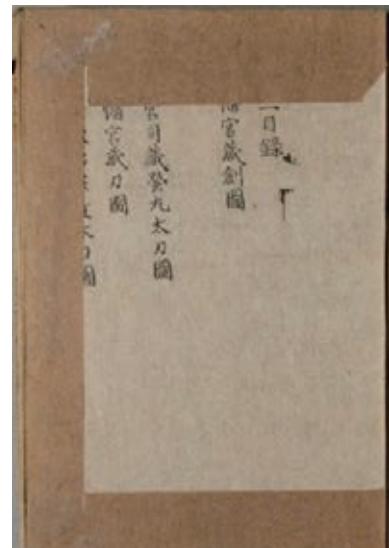


写真6a 第4冊前表紙
<https://dl.ndl.go.jp/pid/13393060/1/67>(モノクロ)

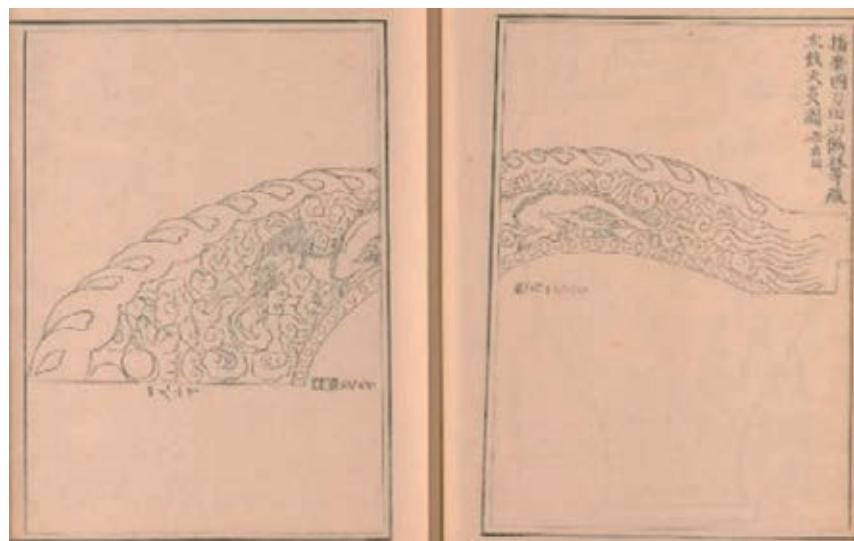


写真6b 楽器部4冊「播磨国刀田山鶴林寺太鼓火炎図」 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2592646/1/36>



写真5b 兵器類刀剣1冊「卷之三目録」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2592625/1/8>

↓「扁額」

写真2a・5a 「太刀図」の語が見える目録

↓「兵器類刀剣」の目録

写真3a 甲冑の「袖」部分の図 ↓「兵

器類甲冑」

写真4a 鞍の図 ↓「兵器類馬具」

写真6a 見出しに「太鼓火炎図」 ↓

「樂器部」

などと見当をつけて、突き合わせたところ、すべての〈表紙裏反古〉が「集古十種」の一部と一致しました(写真1b～6b)。

内容は24～27頁付表の「猪隈閑白記」項参照)。予想に違わず「集古十種」印刷時の反古を〈表紙裏反古〉にしていましたです。

二、〈表紙裏反古〉の検索

『集古十種』印刷時の反古を〈表紙裏反古〉に用いた本は『猪隈閑白記』だけなのでしょうか。実は、当館の司書であつた朝倉治彦氏が、かつて「当館本に、これ〔筆者注:『集古十種』のこと〕の試し刷りを裏打ちに使用している本がある」と指摘していますが、残念ながら書



写真7 『玉海』第14冊前表紙（表紙裏反古）<W996-N472>

上半分は「正一位向日大明神」の一部。見出しに「〔山〕 城國乙訓 郡西岡向日社額 [小野] 道風朝臣真蹟」とあります（『集古十種』扁額3冊3丁表）。

下半分は「寺」（「瀧山寺」の一部）という字が上下逆の鏡文字になっています（『集古十種』扁額3冊1丁表）。目立たないように印刷面を糊付けしたのか、鏡文字になるものが多くみられます。

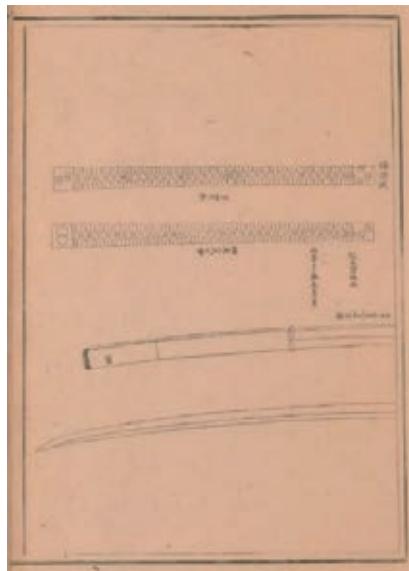


写真8b 『集古十種』兵器類刀劍第2冊「山城国本能寺藏大太刀図」
https://dl.ndl.go.jp/pid/2592625/1/70

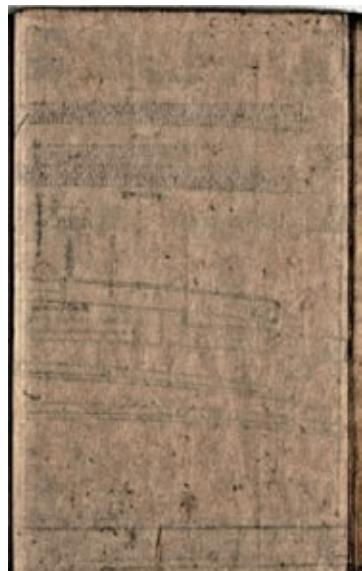


写真8a 『儲君親王宣下部類記』後表紙
<133-46>
後表紙の外側に透けて見える（表紙裏反古）。『集古十種』掲載図（写真8b）と比較すると、点数が倍になっています。
※画像処理をして分かりやすくしました。

名や印刷内容を記していません。やむをえず白河（桑名）藩旧蔵書およそ140タイトル2千2百冊余りを確認しました⁶⁾。

その結果、『猪隈閑白記』以外にも16タイトル、総計220枚近い（表紙裏反古）を見出すことができました。断片や鏡文字（左右が反転した文字）が多いのですが（写真7）、特徴を探して突き合わせたところ、200枚以上が『集古十種』の一部と一致しました（24～27頁付表参照）。試し刷りもあるかもしれませんのが、刷り損なったとみられるものや、印刷の汚れがあるものもあり、なかには一枚の紙に同じ図を二重に刷ったものもあります（『儲君親王宣下部類記』（後表紙）。写真8a。8bは『集古十種』掲載図）。（表紙裏反古）として『集古十種』の反古を使う資料は、管見の限り、白河（桑名）藩旧蔵書以外には見当たりません。白河（桑名）松平家が作成した表紙を製本時に付したと考えるのが自然です。それは、どのような事情でこれらの資料に表紙が付されたのでしょうか。

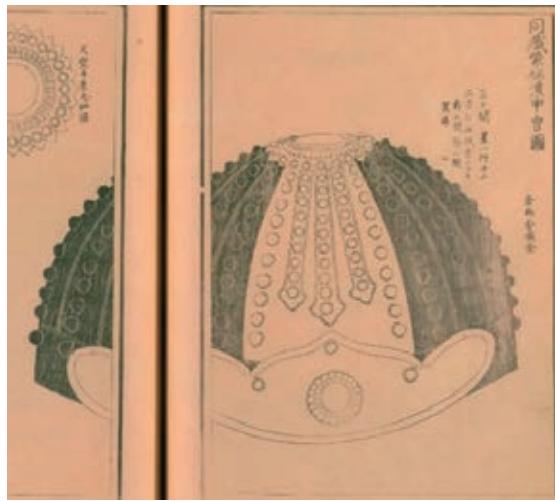


写真9b 『集古十種』兵器類甲冑第2冊「同藏紫裾濃甲冑図」
底の形状などを写真9aと見比べてみてください。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2592618/1/57>



写真9a 『親綱卿記』第1冊〈表紙裏反古〉
左端に鏡文字で「武藏国御嶽山藏日本武尊甲冑図」とあります。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/13393054/1/3> (モノクロ)

は見当たりませんが、古記録（公家など）の日記）の写しが大半であることに注目したいと思います。定信の伝記「守国神公御遺事」には、「国学ハ小栗因久道ヲ京都へ遣ハサレ修行セシメラレ摺紳家「筆

者注…高位の者、貴人のこと」ノ記録類ヲ写サシメ立教館ノ文庫ニ蔵メ玉フ」という記述があるからです。定信が京都の公家のもとに家臣を派遣して書写させて

（1B）『親綱卿記』第1冊（前表紙）「武藏国御嶽山藏日本武尊甲冑図」とある図（写真9a）

（1C）『岡屋関白記』第4冊（前表紙）「鳩尾板」「梅檀板」とある図（甲冑の一部）

（1D）『養和二年記』（前表紙）「右」「袖」とある甲冑の袖の図

裏反古）にした表紙を用いたと考えてよいでしょう。

三、『集古十種』以外の

〈表紙裏反古〉

ところが、〈表紙裏反古〉のなかに『集古十種』に見当たらないものや、部分的に異なるものがあります。まず、『集古十種』にまつたく見当たらぬ図として、左の4種類（5枚）があります。

（1A）『玉海』第44冊（前表紙）「東寺

です。

特に、（1B）「武藏国御嶽山藏日本武尊甲冑図」は、現在、武藏御嶽神社に「日本武尊御鎧」として伝わる甲冑「紫裾濃

甲冑」の図と思われますが、『集古十種』にはその甲冑が「同藏紫裾濃甲冑図」という異なる見出し・異なる図で紹介されていますので（写真9b）、二重に掲載されることは思えません。また、甲冑の部品「鳩尾板」「梅檀板」は、『集古十種』ではみな原寸大にしてあるのに、（1C）に描かれた図は縮小図であることから、『集古十種』掲載図とは考えにくいものです。

「藏硯図」とある図／第47冊（前表紙）曲線で描かれた図

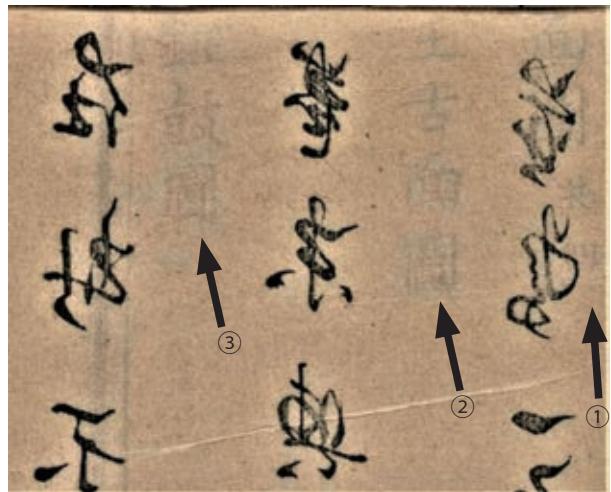


写真10 『中内記』第3冊後表紙〈表紙裏反古〉<わ210.3-48>
上側の裏打ちである行書（鏡文字）の間に下側の裏打ちの「…面図共四」
（①）「…王古面図」（②）、「…鉦鼓図」（③）の文字と匡郭（枠）が見えます。『集
古十種稿』楽器部の目録とは一致しますが、『集古十種』のものとは異なります。

※画像処理をして分かりやすくしました。

Column 2 『集古十種』と『集古十種稿』

両者を比べると、『集古十種稿』のみに寛政12年の序文があるほか、掲載項目、見出しの文言、図の内容などに相違がみられます。たとえば「大和国法隆寺藏聖徳太子硯図」は『集古十種』（図右）と『集古十種稿』（図左）とで全く異なる図です。『集古十種稿』は、彦根城博物館（53冊）、センチュリー文化財団（58冊。ただし『集古十種』を含むとのこと）、当館（52冊）などが所蔵しています。現存本は、それぞれ所蔵する部分が異なりますが、「兵器 甲冑」「古画肖像」「七祖賛弘法大師真跡」「牧溪玉潤八景」「名物古画」はいずれにも含まれていません（川見典久「『集古十種稿』の分析からみる『集古十種』完成までの過程」『黒川古文化研究所紀要 古文化研究』17号、2018 <Z71-H14> 参照）。当館所蔵本は平成28年に購入したもので、現在、国立国会図書館デジタルコレクションすべて公開しています。 <https://dl.ndl.go.jp/pid/13588060>



『集古十種稿』

<https://dl.ndl.go.jp/pid/13589544/1/32>



『集古十種』

<https://dl.ndl.go.jp/pid/2592629/1/34>

つぎに、『集古十種』と部分的に異なるものとして、左の3種類（6枚）があります。

- (2 A) 『玉海』第8冊（前表紙）所蔵者と原本の説明を書いた目録
- (2 B) 『中山家記』^{（ちゅうないき）} 第1冊（後表紙）／第2冊（後表紙）／第3冊（前表紙）／後表紙 楽器部の目録
- (2 C) 『中山家記』（前表紙）「摂津国八部郡農家鷺尾次郎兵衛家藏源義経朝臣鎌図」

鎌図

(2 A) には「天照太神臨勢地諸神常道守護砌」と印刷された部分がありますが、『集古十種』では「臨勢」と「常」が黒く塗りつぶされた形で印刷されています。

(2 B) の目録は、4枚とも、二重に裏打ちされた（表紙裏反古）の下側のものです。『集古十種』の目録とは内容に異なる部分があります（**写真10**）。

(2 C) 「摂津国八部郡農家鷺尾次郎兵衛家藏源義経朝臣鎌図」は、7図の鎌が掲載されていますが（21頁**写真11a**）、『集古十種』では右下の図がなく、6図しか

写真11b 『集古十種』兵器類弓矢第1冊掲載図
https://dl.ndl.go.jp/pid/2592624/1/25



写真11b 『集古十種』兵器類弓矢第1冊掲載図
https://dl.ndl.go.jp/pid/2592624/1/25
右下の鎌がありません。



写真11a 『中山家記』前表紙〈表紙裏反古〉
<135-47> 鎌が7図配置されています。

写真11d 『中山家記』前表紙〈表紙裏反古〉見出しの拡大図
綴じ目の関係で拡大しても半分しか見えませんが、見出しへは写真11b『集古十種』と一致します。

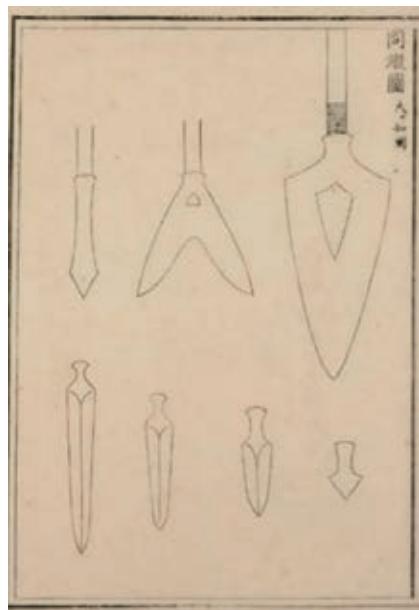


写真11c 『集古十種稿』兵器類弓矢第1冊掲載図
https://dl.ndl.go.jp/pid/13588599/1/23
右下の鎌があり写真11aと同じく7図ですが、見出しへの文言が異なります。

掲載されていません（写真11b）。

それでは、これらの素性はいかなるものなのでしょうか。

実は、『集古十種』には完成に至る前に印刷された、先駆的な段階の版本『集古十種稿』（20頁「ラム2」「集古十種」と『集古十種稿』〔参考〕があります。『集古十種稿』の反古ということはないでしょう。『集古十種稿』〔兵器類甲冑〕は、現物が発見されていないので、（1B）～（1D）はいったん除き、それ以外のものを『集古十種稿』と突き合せてみるとこととしました。

四、『集古十種稿』への着目

結論からいうと、（1A）、（2A）、（2B）の7枚は、『集古十種稿』の図や目録と一致しました。^{〔1〕}しかし、それ以外は『集古十種稿』の図に一致するものが見当たりません（表1）。最後にそれらの素性を考えてみましょう。

（2C）は、7種の鎌が描かれている点では『集古十種稿』と一致します（写真11c）。ところが見出し部分は、『集古十種稿』の「同

表1 『集古十種』以外の〈表紙裏反古〉

本文 番号	掲載内容 (『集古十種稿』<W991-N56> の場合は同書中の掲載箇所)	〈表紙裏反古〉
1C	鳩尾板、梅檀板の図。「鳩尾板長八寸三分幅二寸三分」「梅檀板 長六寸七分幅四寸一分」と説明	岡屋閑白記 <わ210.4-21>
2A	目録 (『集古十種稿』扁額別録 9冊4丁表)	玉海 <W996-N472>
1A	京師東寺藏硯図 (『集古十種稿』文房類 1冊26丁表)	
	大和国法隆寺藏聖徳太子硯図 (『集古十種稿』文房類 1冊30丁裏)	
1B	冑図。「武藏国御嶽山藏日本武尊甲冑図 損失不全」「鉢鍛色筋三十間」などの説明。『集古十種』には当該甲冑の異なる図が掲載。	親綱卿記 <わ210.4-24>
2B	目録 (『集古十種稿』楽器部 1冊2丁裏) (二重の〈表紙裏反古〉の下側)	中内記 <わ210.3-48>
	目録 (『集古十種稿』楽器部 1冊5丁裏) (二重の〈表紙裏反古〉の下側)	
	目録 (『集古十種稿』楽器部 1冊2丁裏) (二重の〈表紙裏反古〉の下側)	
	目録 (『集古十種稿』楽器部 1冊3丁裏) (二重の〈表紙裏反古〉の下側)	
2C	鎌図。「摂津国八部郡農家鶴尾次郎兵衛家藏源義経朝臣鎌図」(『集古十種』兵器類弓矢1冊22丁裏) 及び「同鎌図」(『集古十種稿』兵器類弓矢1冊21丁)と相違点あり	中山家記 <135-47>
1D	鎧の袖の図。「右」「袖」とあり	養和二年記 <わ210.3-64>

・〈表紙裏反古〉欄の「前」は前表紙、「後」は後表紙を示す。『集古十種稿』丁数は、凡例・目録等も含めたものである。

「*」は表紙と見返し部分の糊がはがれているもの。

鎌図」とは異なり『集古十種』の「摂津国八部郡農家鶴尾次郎兵衛家藏源義経朝臣鎌図」と同じです (21頁写真11d)。つまり、23頁表2に示すとおり、(2C)は『集古十種稿』と『集古十種』の中間に位置する別バージョンといえます。このことは、『集古十種稿』から『集古十種』に整える際の版本の修正が、一度ではなかつたことを示します。完成までに校正・印刷を繰り返していたことの証拠として大変貴重な資料といえます。

突き合せ作業から除外した(1B)もこれまで知られていない『集古十種稿』「兵器類甲冑」の一部（あるいは校正過程で生まれたもの）である可能性があります。というのも、同時代の国学者尾崎雅嘉(1755～1827)が著わした書籍解題『群書一覧』に掲載された「集古十種」の細目に、現存する『集古十種』の見出し「同藏紫裾濃甲冑図」ではなく、(1B)の見出しつと同じ「武藏国御嶽山藏日本武尊甲冑図」とあるからです (23頁写真12)。川見典久氏は『群書一覧』に記載された「集古十種」の内容は、実際には「集古十種稿」のものである可能性を指摘しており、その指摘にしたがえば、『集古十種稿』の

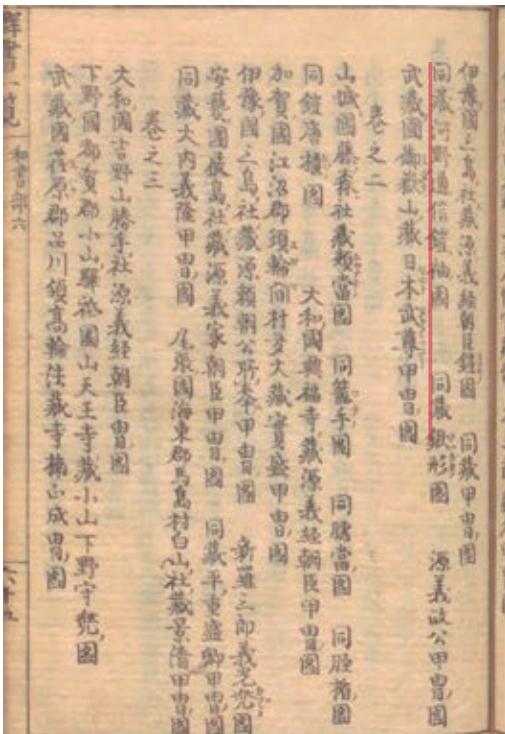


写真12 尾崎雅嘉『群書一覧』六, 海部屋勘兵衛, 1802, 65丁表
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11446075/1/66>
 赤い傍線を付した箇所に「武藏國御嶽山藏日本武尊甲冑図」とあります。

表2 錄図部分の修正過程

	録の図数	見出し
『集古十種稿』	7図	「同録図」
『中山家記』 〈表紙裏反古〉(2C)		「摂津国八部郡農家鷺尾次郎 兵衛家蔵源義経朝臣録図」
『集古十種』	6図	

一部ということになるでしょう。やや大膽に想像するならば、(1C)、(1D)も、同様のものかもしれません。そのことを明らかにするためにも『集古十種稿』「兵器類甲冑」の発見が期待されます。読者のなかに同書を発見された方がおられたら、是非ご教示いただけないものかと思います。

おわりに

近年、従来あまり知られていなかった定信の文化活動に関する資料が、展示会などで紹介されることが増えているようですが、今回ご紹介した白河（桑名）藩旧蔵の古記録類などと、そこに残された〈表紙裏反古〉も、定信の文化活動を示す証拠として記憶にとどめておいていただきたいもの、と思います。

本稿では、白河（桑名）藩旧蔵本の古記録類などにみられる〈表紙裏反古〉が『集古十種』・『集古十種稿』や、校正時の資料の反古であるという素性を明らかにしてきました。このような資料が作られたのは松平定信の存在抜きには考えられません。定信は自ら「予は古き文書又は画図、古画・古額などうつしをくをたのしむ」と記す人物でした。生涯に7回書写した

『源氏物語』をはじめ、のべ200部を越える古典を自ら書写し、家臣にも絵巻物や多くの古文書を写させています。^[15]古記録の収集もこのような活動の一環といえますし、『集古十種』編纂は模写資料収集

付表 『集古十種』との突合せ結果

〈表紙裏反古〉		『集古十種』<234-3>
座摩宮古記 <128-175>	前	觀音院(扁額2冊17丁表)
	後	大和國吉野山吉水院藏古旗図(兵器旌旗2冊2丁表)
猪隈闇白記 <わ210.4-30>	1冊前*	正一位道祖神(扁額8冊3丁裏)
	1冊後*	目錄(兵器刀劍1冊1丁表)
	2冊前	大和國東大寺八幡宮藏胡德樂瓶子図(楽器4冊33丁表)
	2冊後*	巖島神社藏大内義隆卿甲冑図 袖全図(兵器甲冑12冊19丁裏)
	3冊前*	河内国誉田八幡宮藏頬朝卿鞍図(兵器馬具3冊10丁裏)
	3冊後*	目錄(兵器刀劍1冊5丁裏)
	4冊前*	播磨国刀田山鶴林寺藏太鼓火炎図(楽器4冊33丁裏)
岡屋闇白記 <わ210.4-21>	4冊後	相模国鎌倉荏柄天満宮藏刀図(兵器刀劍1冊14丁表)
	1冊前	越後国一宮弥彦神社藏鎮西郎為朝鎧図(兵器弓矢1冊25丁裏)
	1冊後	天照大神陰勢地諸社益道守護砌(扁額9冊39丁裏)
	2冊後	伊勢国太神宮藏太刀図(兵器刀劍1冊9丁表)
	3冊後	千葉介常胤下鞘図(兵器刀劍1冊19丁表)
鯨史稿 6巻 <寄別11-21>	4冊後	相模国鎌倉極樂寺藏大館次郎鞍図(兵器馬具1冊26丁表)
	1冊前*	大和國法隆寺藏味摩之将来伎樂面図(楽器3冊5丁裏)
	1冊後*	大和國東大寺藏伎樂面図(楽器3冊27丁表)
	2冊前*	山城國妙覺寺藏二絃図(楽器3冊1丁裏)
	2冊後	尾張國大館某家藏大化中瓦硯図(文房1冊35丁表)
	3冊前*	山城國妙覺寺藏二絃図(楽器3冊2丁表)
外記政 <853-144>	3冊後*	目錄(文房1冊1丁裏)
	前	相模国鎌倉鶴岡八幡宮藏平胡簾図(兵器弓矢1冊25丁表)
玉海 <W996-N472>	後	武藏国府中堀地所獲鎧図(兵器馬具1冊31丁裏)
	1冊前	千龍山(扁額3冊24丁裏)
	1冊後	天神八王子(扁額3冊3丁裏)
	2冊前	長福寺(扁額3冊21丁裏)
	2冊後	南無山王廿一社(扁額3冊34丁表)
	3冊前	觀世音寺(扁額3冊5丁裏)
	3冊後	石山寺(扁額3冊14丁裏)
	4冊前*	岩上大明神(扁額9冊28丁表)
	4冊後	流芳樓(扁額3冊10丁表)
	5冊前	正一位高野大明神(扁額3冊12丁裏)
	5冊後	正一位高野大明神(扁額3冊12丁表)
	6冊前	稚宮八幡(扁額3冊14丁表)
	6冊後	正一位高野大明神(扁額3冊11丁裏)
	7冊前	頓証寺(扁額3冊10丁裏)
	7冊後	正一位稻生大明神(扁額3冊18丁表)
	8冊後	大雲院(扁額9冊19丁表)／婆伽婆演底神最初示現之処(扁額9冊14丁表)
	9冊前	石山寺(扁額3冊15丁表)
	9冊後	大雲院(扁額9冊19丁表)
	10冊前	南無山王廿一社(扁額3冊33丁裏)
	10冊後	引接寺(扁額3冊20丁裏)
	11冊前	黃乘院(扁額3冊36丁裏)
	11冊後	法性寺(扁額3冊22丁裏)
	12冊前*	瀧山寺(扁額3冊1丁表)／永徳寺(扁額3冊9丁表)
	12冊後*	朝霧嶋(扁額3冊25丁裏)
	13冊前*	興聖宝林禪寺(扁額9冊12丁表)
	13冊後*	光照山(扁額3冊24丁表)
	14冊前*	正一位向日大明神(扁額3冊3丁表)／瀧山寺(扁額3冊1丁表)
	14冊後*	無量寿仏尊(扁額3冊35丁表)
	15冊前	龍象資聖禪寺(扁額9冊30丁表)
	15冊後	扁額別録目録(扁額9冊4丁表)

〈表紙裏反古〉		『集古十種』<234-3>
16 冊前 *		治国亭(扁額9冊26丁裏)
16 冊後		日本第一大靈験所熊野権現(扁額3冊36丁表)／無量寿仏尊(扁額3冊35丁表)
17 冊前 *		婆伽婆演底神最初示現之処(扁額9冊14丁裏)
17 冊後		扶桑最初禪窟(扁額3冊33丁表)
18 冊前		婆伽婆演底神最初示現之処(扁額9冊14丁裏)
18 冊後 *		婆伽婆演底神最初示現之処(扁額9冊14丁表)
19 冊前		正一位稻生大明神(扁額3冊19丁表)
19 冊後		天満宮(扁額3冊17丁表)
20 冊前		引接寺(扁額3冊20丁裏)
20 冊後		岩上大明神(扁額9冊28丁裏)
21 冊前 *		曇華堂(扁額9冊20丁裏)
21 冊後 *		正一位高野大明神(扁額3冊13丁表)
22 冊前 *		無量寿仏尊(扁額3冊34丁裏)
22 冊後 *		觀松(扁額9冊30丁裏)
23 冊前		東求堂(扁額9冊13丁表)
23 冊後 *		猪上大明神(扁額9冊25丁表)
24 冊前		千龍山(扁額3冊25丁表)
24 冊後 *		治国亭(扁額9冊27丁表)
25 冊前		正一位稻生大明神(扁額3冊17丁裏)
25 冊後		松門寺(扁額3冊22丁表)
26 冊前		興聖宝林禪寺(扁額9冊11丁裏)
26 冊後 *		扁額別録目録(扁額9冊3丁裏)
27 冊前		岩上大明神(扁額9冊27丁裏)
27 冊後		婆伽婆演底神最初示現之処(扁額9冊13丁裏)
28 冊前		朝護孫子寺(扁額9冊31丁裏)
28 冊後		同仁齋(扁額9冊20丁表)
29 冊前		長福寺(扁額3冊21丁表)
29 冊後		猪上大明神(扁額9冊26丁表)
30 冊前		扁額別録目録(扁額9冊3丁表)
30 冊後		天龍護国寺(扁額3冊5丁表)
31 冊前		玉井宮(扁額3冊26丁裏)
31 冊後		頓証寺(扁額3冊10丁裏)
32 冊前		引接寺(扁額3冊20丁表)
32 冊後 *		東求堂(扁額9冊12丁裏)
33 冊前		稚宮八幡(扁額3冊13丁裏)
33 冊後		真言院(扁額9冊32丁裏)
34 冊前		等覚門(扁額3冊11丁表)
34 冊後		觀松(扁額9冊31丁表)
35 冊前		曇華堂(扁額9冊20丁裏)
35 冊後 *		淨土堂(扁額3冊1丁裏)
36 冊前 *		日本第一大靈験所熊野権現(扁額3冊35丁裏)
36 冊後 *		淨土堂(扁額3冊1丁裏)／流芳樓(扁額3冊9丁裏)
37 冊前		正一位稻生大明神(扁額3冊18丁裏)
37 冊後 *		宝幢三昧寺(扁額9冊11丁表)
38 冊前		猪上大明神(扁額9冊25丁裏)
38 冊後		朝霧嶋(扁額3冊26丁表)
39 冊前		石田大明神(扁額3冊28丁裏)
39 冊後		天龍護国寺(扁額3冊4丁裏)
40 冊前		天神八王子(扁額3冊4丁表)
40 冊後		式切經藏(扁額9冊24丁表)
41 冊前		永徳寺(扁額3冊9丁表)
41 冊後		從正一位上石屋大明神(扁額9冊8丁表)
42 冊前		三国第一山(扁額2冊34丁表)
42 冊後		龍象資聖禪寺(扁額9冊29丁表)／瓦硯図(文房1冊5丁表)

〈表紙裏反古〉		『集古十種』<234-3>
	43冊前	正一位稻荷大明神(扁額4冊21丁裏)／神護國祚真言寺(扁額4冊19丁裏)
	43冊後	正一位稻荷大明神(扁額4冊21丁表)／新熊野大權現(扁額4冊19丁表)
	44冊前	參河國渥美郡田原莊河合某家藏硯図(文房1冊26丁表)
	44冊後	稻荷大明神(扁額4冊22丁裏)／同藏佐々木四郎高綱旗図(旗旗2冊15丁表)
	45冊前	正一位稻荷大明神(扁額4冊22丁表)／同藏佐々木四郎高綱旗図(兵器旗旗2冊15丁裏)
	45冊後	相模國鎌倉粟船山常樂寺藏祖元和尚硯図(文房1冊27丁裏)／參河國渥美郡田原莊河合某家藏硯図(文房1冊26丁裏)
	46冊前	同藏備後三郎高徳旗図(兵器旗旗2冊24丁裏)／同左(兵器旗旗2冊22丁裏)
	46冊後	同藏備後三郎高徳旗図(兵器旗旗2冊24丁表)／同左(兵器旗旗2冊22丁表)
	47冊前	大和國吉野山吉水院藏古旗図(兵器旗旗2冊1丁表)
	47冊後	同藏唐李家製墨図(文房1冊31丁表)／大和吉野山吉水院藏古旗図(兵器旗旗2冊1丁裏)
	48冊前	同藏佐々木四郎高綱旗図(兵器旗旗2冊14丁表)／同左(兵器旗旗2冊16丁表)
	48冊後	式切経蔵(扁額9冊23丁裏)／同藏備後三郎高徳旗図(兵器旗旗2冊19丁裏)
	49冊前	当麻寺(扁額9冊23丁表)／同藏佐々木四郎高綱旗図(兵器旗旗2冊19丁表力)
	49冊後	同藏佐々木四郎高綱旗図(兵器旗旗2冊14丁裏)／同左(兵器旗旗2冊16丁裏)
	50冊前	正一位稻荷大明神(扁額4冊20丁裏)／同藏佐々木四郎高綱旗図(兵器旗旗2冊13丁表)
	50冊後	神護國祚真言寺(扁額4冊20丁表)／同藏佐々木四郎高綱旗図(兵器旗旗2冊13丁裏)
	51冊前	大和國吉野山吉水院藏竹文台図(文房1冊5丁裏)／同定不能(匡郭のみ)
	51冊後	若宮大權現(扁額2冊34丁裏)／大和國吉野山吉水院藏竹文台図(文房1冊5丁裏)
興福寺寺務次第<139-48>	後	会津家臣坂本寛兵衛藏義政公鞍鑑図(兵器馬具1冊21丁裏)
人車記<わ210.3-50>	1冊前	大和國興福寺藏面図(楽器6冊6丁表)
	1冊後	伊勢太神宮藏箏柱置紙図(楽器6冊2丁裏)
	2冊前	同藏面図(楽器1冊11丁裏)
	2冊後	尾張國熱田社飾馬皆具図 下鞍(兵器馬具2冊25丁表)
	3冊前*	同藏面図(楽器1冊11丁裏)
	3冊後*	目録(兵器刀劍1冊5丁表)
	4冊前	大和國氷室社藏蘭陵王面図(楽器6冊11丁裏)
	4冊後	長門國赤間関阿弥陀寺藏安徳帝御鉄図・同藏能登守教経刀図(兵器刀劍2冊8丁裏)
	5冊前	尾張國熱田社飾馬皆具図 尻掛(兵器馬具2冊22丁裏)
	5冊後	肥前國七郎宮藏刀劍図(兵器刀劍1冊14丁裏)
	6冊前	慈徳寺(扁額6冊29丁裏)
	6冊後	参河國渥美郡田原莊河合某家藏硯図(文房1冊26丁表)
	7冊前	武藏國多摩郡御嶽權現社藏赤威甲冑図 蝙蝠付之図(兵器甲冑2冊14丁表)
	7冊後	目録(兵器刀劍1冊3丁裏)
	8冊前	紀伊國高野山藏惠七兵衛景清旗(兵器旗旗5冊13丁裏)
	8冊後	祈禱(扁額6冊5丁表)
	9冊前	凡例(兵器甲冑1冊2丁表)
	9冊後	凡例(兵器甲冑1冊2丁裏)
	10冊前	引接寺(扁額3冊19丁裏)
	10冊後	尾張國熱田社飾馬皆具図 鞍(兵器馬具2冊26丁裏)
	11冊前	大和國東大寺若宮八幡宮藏鞍并皆具図(兵器馬具2冊2丁裏)
	11冊後	敬簡堂(扁額8冊44丁裏)
西洋鯨品訳説 <特 7-114>	12冊前	家藏笛図(楽器6冊1丁裏)
	12冊後	相模國鎌倉八幡宮藏面図 二舞女面(楽器5冊28丁表)
	14冊前	河内國誉田八幡宮藏頼朝卿鞍図(兵器馬具3冊10丁裏)
	14冊後	姫路家藏箏図(楽器4冊24丁裏)
	15冊前	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊30丁表)
	15冊後	安芸國巖島明神藏箏図 同裏図(楽器2冊12丁裏)
	1冊後	薬師堂(扁額1冊5丁裏)
	1冊前*	大和國東大寺藏伎楽面図(楽器3冊27丁表)／同左(楽器3冊26丁表)
	1冊後	大和國東大寺藏伎楽面図(楽器3冊27丁裏)／同左(楽器3冊26丁裏)
	2冊前*	大和國法隆寺藏味摩之将来伎楽面図(楽器3冊15丁裏)／同左(楽器3冊14丁表)
大府記 <わ 210.3-38>	2冊後	大和國法隆寺藏味摩之将来伎楽面図(楽器3冊15丁表)／同左(楽器3冊14丁裏)
	3冊前	大和國東大寺藏伎楽面図(楽器3冊25丁裏)／同左(楽器3冊24丁表)
	3冊後	大和國東大寺藏伎楽面図(楽器3冊25丁表)／同左(楽器3冊24丁裏)
親綱卿記 <わ 210.4-24>	1冊後	同定不能

〈表紙裏反古〉		『集古十種』<234-3>
中内記<わ210.3-48>	1冊前	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊30丁表)
	1冊後	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊30丁表)
	2冊前	筑前国阿弥陀寺弥陀経碑(碑銘11冊1丁裏)
	2冊後	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊31丁表)
	3冊前	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊30丁表)
	3冊後*	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊32丁表)
儲君親王宣下部類記<133-46>	前	豊後国直入郡神原村姥嶽社蔵緒方三郎旗図(兵器旗4冊12丁表)
	後	山城国本能寺蔵大太刀図(兵器刀劍2冊30丁表)（注）二重に刷られたもの
中山家記<135-47>	後	佐竹家藏古製筑紫籠図(兵器弓矢2冊9丁裏)
天延二年記<わ210.3-58>	前	紀伊国高野山慈尊院村断碑(碑銘12冊22丁表)
	後	紀伊国高野山慈尊院村断碑(碑銘12冊22丁表)
元長卿記<わ210.4-27>	1冊前	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊23丁裏)
	2冊前	大和国法隆寺蔵味摩之将来伎楽面図(楽器3冊8丁裏)
	3冊前	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊22丁表)
	4冊前	大和国法隆寺蔵味摩之将来伎楽面図(楽器3冊14丁裏)
	5冊前	僧空海益田池碑草本真蹟(碑銘7冊20丁表)
	6冊前	同国釜口普賢院蔵銅雀台瓦硯図(文房1冊10丁表)
	7冊前	大和国東大寺蔵伎楽面図(楽器3冊23丁裏)
養和二年記<わ210.3-64>	後	厳島神社蔵大内義隆卿甲冑図 障子板(兵器甲冑13冊表)

・扁額は記載項目の文字、それ以外は見出しで示した。

・〈表紙裏反古〉欄の「前」は前表紙、「後」は後表紙を示す。「*」は表紙と見返し部分の糊がはがれているもの。

・丁数は凡例・目録等を含めたものである。

・一見白紙を用いているようであるが、表紙の四辺を折り込んだ下に根拠となる図版がある場合などもあった。破損していない場合、資料保存上確認できないものもある。出来るだけ丁寧に確認したつもりであるが、本表以外にも使用されているものがある可能性がある。

[注]

1 渡辺守邦『表紙裏の書誌学』笠間書院, 2012, p.1 <UM24-L1> ただし、同書は近世初期の版本を対象としています。

2 合冊前の冊で示します。表紙は元表紙のこと。以下同。

3 「樂亭文庫」「白河文庫」「立教館図書印」「桑名文庫」。これらの印を個人印、家の印、藩の印、藩校の印のいずれと見るかは諸説あるようです（朝倉治彦「樂亭文庫」「人と蔵書と蔵書印 国立国会図書館所蔵本から」雄松堂出版, 2022, p.197 <UM57-H2>）。近藤杢・平岡潤校補『桑名市史』本篇, 桑名市教育委員会, 1959, p.513 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/3015315/1/275>) には「樂翁公の蒐書は始め樂亭文庫と称し、又の名を白河文庫と云い、（略）嫡子定永が桑名に転封となると、これを桑名文庫と称し、藩校立教館の利用に資した」とあります。

4 〈表紙裏反古〉に含まれていた部類のうち、「兵器」「文房」「碑銘」は凡例に「兵器類」「文房類」「碑銘類」とありますが、「樂器」は「樂器部」とあり、「扁額」は「部」「類」とも付されていません。

5 朝倉治彦, 前掲注3

6 国立国会図書館サーチ (<https://ndlsearch.ndl.go.jp/>) で蔵書印により検索したほか、佐野力・西村正守「東京書籍館における旧藩蔵書の収集」『図書館研究シリーズ』第15号, 1973の「三重県」の項 (pp.48-51) も参照しました。 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1011034/1/1>

7 近藤杢・平岡潤校補, 前掲注3, p.522 には、「小栗東溟は本名久道、一名貞幹、通称は因、東溟・又歩月園と号し、月園雑話を著わす」とあります。<https://dl.ndl.go.jp/pid/3015315/1/280>

8 「守国神公御遺事」桑名義塾編『鎮國・守国兩神公御遺事』岩尾惇忠, 1894, 36丁裏 <https://dl.ndl.go.jp/pid/782018/1/61>

9 武藏御嶽神社ホームページ「紫裾濃甲冑」 http://musashimitakejinja.jp/homotsu_multilingual/ja/murasaki-suso_ja.html (最終アクセス日：2025年2月26日)。「日本武尊御鎧と呼ばれていた崇高な鎧」とあります。

10 佐藤洋一「『集古十種稿』及び『集古十種』の刊行過程について」『神道古典研究所紀要』8, 2002 <Z9-B103>、川見典久「『集古十種稿』の分析からみる『集古十種』完成までの過程』『黒川古文化研究所紀要 古文化研究』17号, 2018 <Z71-H14>、一戸涉「『集古十種稿』慶應義塾図書館編・刊『蒐められた古—江戸の日本学—』2021 <UM16-M2> 参照。

11 『集古十種稿』と『集古十種』とは、同一の内容であるものが多く、また、〈表紙裏反古〉に相違部分が使われていないこともあります。このように判別できない〈表紙裏反古〉は、本稿では、仮に『集古十種』として紹介しました。

12 尾崎雅嘉『群書一覧』海部屋勘兵衛ほか, 1802, 卷六 65丁表 <https://dl.ndl.go.jp/pid/11446075/1/66>

13 川見典久, 前掲注10, p.2

14 松平定信『宇下人言』岩波書店, 1942, p.80 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1057822/1/42>

15 渋沢栄一『樂翁公伝』岩波書店, 1937, p.380 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1258334/1/285>

16 絵巻物については同上 p.394 参照。 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1258334/1/292>

古文書についてはたとえば当館が所蔵する『東寺百合文書』(白河本)は代表的なものです。 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2605582>

17 田内耕輔「御著述目録」高松徳重等『守国公御伝記』附録(第三冊), 1873 の「集古十種」の項目。 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1088752/1/133>

18 高松徳重, 同上, 卷十(第三冊)。「当家ニ集置レナハ永ク世ニ全カルヘシトノ厚意」とあります。 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1088752/1/102>

19 たとえば、「古裂賞玩一舶來染織がつむぐ物語」(五島美術館。2024年10月22日～12月1日)では定信が収集した古裂の手鑑『足徵奇觀』が、「書物ハンターの冒険 小松茂美旧蔵資料探査録!」(慶應義塾大学ミュージアム・コモンズ。2025年3月17日～5月16日)では「松平定信旧蔵入木道書一式」や定信筆の豆本『三十六歌仙』などが展示されました。

※<>は当館請求記号です。

連載 検印・検印紙セレクション

第二回 著者自身の言葉にみる検印

かつて本の奥付でよく見られた「検印」をご存じでしょうか?

一般に「検印」と言えば検査済みの証明として押す印のことを指しますが、出版用語としての「検印」は、出版者が著作者に支払う印税の計算や偽版防止のために、主に本の奥付部分に押された著者または出版者の印のことを指します。切手程度の大きさの紙（検印紙）に押印された上で、その紙が奥付に貼られている場合もあります。

検印を押す作業は手間も費用もかかるものであり、また、検印の存在は出版者と著者の信頼関係が十分に築かれていないと示すものだと指摘されることもありました。しかし、当時の本の奥付を眺めると、著者も出版者も検印を心のどこかで楽しんでいたのではないかと思わせるような凝ったデザインの検印・検印紙が多く見つかります。

連載「検印・検印紙セレクション」では、国立国会図書館で所蔵する資料の奥付に見られる検印・検印紙を紹介するとともに、検印に関するコラムもお届けします。

作家たちの回顧録や文学作品等に登場する検印にまつわる記述からは、検印への特別な思いを読み取ることができます。

第二回では作家たちの検印についての言葉に注目し、彼らの検印もあわせて紹介します。

◆「安産」の実感 平山蘆江

平山蘆江は長崎情緒を取り上げた自伝的な長編小説『唐人船』で知られる、花柳界や芸能界に通曉した作家です。彼は1902（明治35）年、満洲に渡って新聞記者となり、帰国後は『都新聞』や『読売新聞』の花柳演芸記事を担当します。

作家としては、長谷川伸らと雑誌『大衆文芸』を発刊したほか、随筆や都々逸、小唄の作詞など数多くの作品を残しました。そんな平山は、自著の出版を我が子の出生に喻え、その時の心情を『東京堂月報』に掲載された「我兒の出来栄え」という文章の中で、次のように述べています。

誰れでもさうであらうが、私は、自分の著書を出版するのは、自分の児が産れるやうな心持である。出版書肆との約束がきまつて、原稿を渡した時は、いよいよ虫がかぶつたやうなもので、愈々組上つて校正にかかる時分の楽しさ、校

平山蘆江（1882～1953）
神戸生まれ。
本名：壯太郎
代表作：『唐人船』、『西南戦争』
(肖像出典)『小酒井不木全集』
第4巻, 改造社, 1929
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1904852/1/4>



▲平山蘆江『唐人船』
地の巻, 平凡社, 1929
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1193862/1/234>

正が済んで検印紙が届けられるとなると、やれ／＼安産だつたといふやうな感じがする⁽¹⁾。

安堵する様になぞらえて表現しています。小説『西南戦争』や隨筆『日本の芸談』をはじめ多くの作品を残した「子沢山」な彼にとって、検印紙は自著の発行を実感することができるものだったのでしょうか。

◆検印を押す喜び 小島政二郎

小島政二郎は、『緑の騎士』や『人妻椿』などの通俗小説で人気を博し、隨筆や古典鑑賞等、多様な著作を残した作家です。

彼は慶應義塾に入学すると、在学中に『三田文学』へ作品の発表を始めます。

文壇に取材した自伝小説『眼中の人』

（1942（昭和17）年）には、卒業後、

同塾で教師を務める傍ら芥川龍之介、菊池寛らとの交流を通して文壇と関わり続

けながらも、売れっ子の彼らと『三田文学』の仲間内でのみ認められているに過ぎない自分自身を比べ、悶々とした感情を抱き続けていた様子が綴られていま



▲小島政二郎『含羞』
東光閣書店, 1924
<https://dl.ndl.go.jp/pid/977047/1/137> (モノクロ画像)

このように、平山は自著を我が子ととらえ、原稿を渡す時を産気づいて陣痛が起る様に、校正後に検印紙が届けられる時を、無事出産が終わり安産だつたと安堵する様になぞらえて表現しています。小説『西南戦争』や隨筆『日本の芸談』をはじめ多くの作品を残した「子沢山」な彼にとって、検印紙は自著の発行を実感することができるものだったのでしょうか。

す。そんな中、小説は芸ではなく、作者の全生活の堆積であるという悟りを得て取り組んだ短編小説『一枚看板』が評判を呼び、初めての短編集『含羞』を出版することになります。

八月の末に、

「いよいよ九月一日に発売することに致しました。」

さう云つて、本屋から「含羞」の検印を取りに来た。

「私に押させてよ。」

検印紙一枚に判を押す度に、定価の一割が印税として這入るのだと聞く

と、みつ子は私の手から判を奪つてペタ／＼押して行つた。検印紙はみんなで二千枚あつた。

「九月一日にお金くれるのかしら。」「多分さうだらう。」

「さうしたら、何か一生の紀念になるものを買ひませうよ。」

品によつては、それもよからうと私は思つた。

（中略）

ところが、その楽しみにしてゐた九月一日が、あの大地震だつたのだ。私の「含羞」は二千部残らず灰燼に

『眼中の人』には、『含羞』に検印を押す。そんな中、小説は芸ではなく、作者の全生活の堆積であるという悟りを得て實際の政二郎と妻みつ子とのやり取りが、次のように描かれています。

なつてしまつたのだ。⁽³⁾

が記されています。

芥川や菊池等、親交のあった同年代の

有名作家の活躍に羨望を抱きながらも、長い間日の目を見ることがなかつた政二郎が、短編集出版という一つの目標の達成を目指にして、みつ子とともに喜ぶ様子が描かれています。作中、みつ子のつわりが続く中で、政二郎の月給が家賃に消え、借金をして凌ぐほど経済的に困窮します。⁽⁴⁾ そのような中での検印紙への判押しは、一枚一枚が印税に直結することから、楽しい作業だったのではないでしょか。なお、引用文には『含羞』が関東大震災で焼けてしまつたという記載がありますが、翌年刊行に至ります。前頁の検印が、刊行された『含羞』の奥付に押された検印です。

ちなみに、政二郎の検印は、家族などに押してもらうことが多かつたようです。他の著作に、後年文壇の大家となつた政二郎の代わりに妻や娘が検印押しをしていた様子や、妻と娘に先立たれ検印の押し手がないと困つていたら、出版社の編集長の娘さんが押してくれた様子⁽⁵⁾

◆検印にまつわる小説 菊池寛
かの有名な菊池寛は、まさに検印をテーマにした小説を著しています。



▲『菊池寛全集』第2巻、
平凡社、1929
<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1227788/1/314>

創作集『冷眼』に収められた短編小説『奥附の印』には、検印の判押しをめぐる出版屋の小僧の辛苦がありありと描出されています。出版屋の小僧長蔵は、作家・杉山先生の著書の検印を貰おうと、

喉の渴きを感じながらも、持ち手の短がりの長蔵は喉の渴きを覚えながらも、杉山先生の奥さんの威圧的な態度に水が欲しいと言い出せず検印を押し始めることなり……。

炎天下、先生の自宅を訪れます。病み上がりの長蔵は喉の渴きを覚えながらも、杉山先生の奥さんの威圧的な態度に水が欲しいと言い出せず検印を押し始めることなり……。

長蔵は、玄関に腰をかけながら、仕方なしに、判を押し始めた。早く、判を押してしまつて、帰るときに、水を貰はう、さう思ひながら、彼は判を押し続けた。百枚ばかり押した頃に、彼はもう手の指に、痛みを感じた。判は、持つ所の短かい、小さい判だつた。指の先丈で、持たなければならぬ故、少し長く押すと、直ぐ指が痛む判であつた。(中略) 一

国大学で動物生理学を学び、東北大学で教授を務めた一方、祖父・野間叟柳の影響で俳句を始め、『俳句饗宴』を主宰すべきはならないものを、此方でさなければならぬものを、此方で押してやつて居るのに、少しも感謝の意を示さない、お茶一杯も出さない。学者と俳人という二足の草鞋を履いて

菊池 寛 (1888～1948)

高松生まれ。

本名：寛(ひろし)

代表作：『父帰る』、『恩讐の彼方に』

(肖像出典)『菊池寛文学全集』第10

巻、文芸春秋新社、1960

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1664144/1/4>



▲『菊池寛全集』第2巻、
平凡社、1929
<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1227788/1/314>

い。こんなに暑い日に、遠方を来て居るのに、お茶一杯も出さないと思ふと、長蔵は涙が出るほど、口惜しく思はれた。⁽⁷⁾

◆温かい「旅仕度」 永野為武

永野為武(たけむね)⁽⁸⁾ (俳号：永野孫柳)は東北帝國大学で動物生理学を学び、東北大学で教授を務めた一方、祖父・野間叟柳の影響で俳句を始め、『俳句饗宴』を主宰するなど俳人としても活動した人物です。学者と俳人という二足の草鞋を履いて学術書や句集を著した彼は、検印紙の重

要性や検印の押し方についてのこだわりを、『學鎧』に掲載の「本は生物である」[[この文書](#)]という文章の中で、次のように述べています。

著者から本を送られるとか、店頭で書物を開くやうなときに、私が一番はじめに、じつとにらむのは、検印紙である。多くの人は序文をまづ読むやうであるが、この頃の私は序文に先だつて検印紙を調べないと気がすまなくなつた。検印紙そのものは、その出版書肆の家紋のやうなものであらうか。それだけに、一部の出版屋は、まるで鼻紙のやうなもの、また實に低劣な模様を敢て用ひてゐる。(中略)一字一句すべてが著者の血流であつてみれば、いかなる人の目にふれ、いかなる人の心に響くかもしれない著書の最後の仕上といふべき検印こそ、出版書肆の典雅な検印紙に心をこめて自己の名を印すべきものと考へる。恰も初旅にのばるわが子に、前夜、母親が

する温い旅仕度のやうに愛をこめて。なぜならば本は生物であるからである。⁽⁹⁾

する温い旅仕度のやうに愛をこめて。なぜならば本は生物であるからである。

永野は、検印紙を出版社にとつての家紋のようなものと評しつつ、一部の出版社が検印紙を軽く扱つたり、低劣な模様を用いたりしていると批判しています。その上で、本は生き物であるから、我が



▲永野為武『科学の衣裳』
富山房, 1947
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2421306/1/117>

永野為武 (1910 ~ 1994)
松山生まれ。
代表作:『科学の衣裳』、『樹齡』
(肖像出典)『自警』49(1),
1967.1 <https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/2706746/1/31>

子の旅仕度をする母のような心持で丁寧に検印を押しないと表明しています。彼が俳人に生物学を、また科学を愛する人々に俳句を知つてもらいたいという思いで編纂したという隨筆集『科学の衣裳』の奥付に押された検印は確かに真っ直ぐはつきりと押されていて、心のこもった印象を受けます。

ブルー・タウト (Bruno Taut) は、ユネスコの世界遺産に登録された『ベルリンのモダニズム集合住宅群』の設計に携わったことで知られる、ドイツの建築家です。1933 (昭和8) 年、ナチス政権から逃れて来日すると、工芸の指導をする傍ら、『ニッポン』や『日本美の再発見』等の日本の伝統建築を高く評価した著作を残すなど、著述活動に励みました。

1934 (昭和9) 年8月、エリカ夫人とともに高崎市郊外の少林山達磨寺の洗心亭に暮らし始めたタウトは、1936 (昭和11) 年10月に日本を去る

までこの地を生活の拠点としました。『日本 タウトの日記』(第5) の中の第一は変体ガナで『たうと』、第二は漢時代の、また第三は清朝風の字体で『太子徒』と刻したもので、いずれもつまみには小獅子が彫つてある。『太』は『甚だしい』、『于』は『す』。



ブルー・タウト (1880 ~ 1938)
Bruno Julius Florian Taut
東プロイセンケーニヒスベルク生まれ。
代表作 (訳書):『日本美の再発見』、『日本文化私觀』
(肖像出典) ブルー・タウト著、森雋郎 訳『ニッポン ヨーロッパ人の眼で見た』明治書房, 1941
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1265137/1/5>

『本来的、在りのまま』、また『徒』は『人々、衆人』の意で、この三字を合してもやはり『衆庶』を意味するそうである。これで私は、日常使用している認印のほかに、それぞれ異った字体の印を六個所有することになった。⁽¹⁾⁽²⁾

引用文は、タウトが親交のあつた篆刻家の楠瀬日年から石印を受け取った時の様子を記したもの。この記述からは、建築をはじめ日本の風景や伝統を仔細に観察し著述活動に励んだタウトが、印に刻まれた異国の文字の意味を理解しようとする姿勢を読み取ることができます。

それぞれの著者の検印・検印紙にまつわる思い出や考え方などの背景を知ることで、読者として本の奥付に押された検印や検印紙を見つめる時の心持が変わってくるような気がします。デザインの違いはもちろん、それだけに留まらない様々な思いが込められた検印の魅力を感じただけたなら幸いです。

タウトの日記に楠瀬日年刻と記されている印



A

タウト〔著〕, 篠田英雄 譯『日本雑記』
育生社弘道閣, 1943
<https://dl.ndl.go.jp/pid/3456633/1/325>



B

ブルーノ・タウト著, 森雛郎 訳『ニッポン ヨーロッパ人の眼で見た』明治書房, 1942
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1876350/1/132>



C

ブルーノ・タウト著, 森雛郎 訳『日本文化私観』明治書房, 1936
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1260585/1/200>

(A) が漢時代の字体、(B) 及び (C) が変体仮名。

参考:「タウトの印譜と署名」『SD Space design スペースデザイン』171, 1978.12, p.77 < Z11-392 >

- 1 平山蘆江「我児の出来栄え」『東京堂月報』18(3), 1931.2, p.1 <雑 14-37 >
- 2 小島政二郎『眼中の人』三田文学出版部, 1942, pp.308-309 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1134130/1/159>
- 3 同上, pp.337-339 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1134130/1/173>
- 4 同上, pp.331-335 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1134130/1/170>
- 5 小島政二郎『明治の人間』鶴書房, 1966, pp.258-259 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1672879/1/132>
- 6 『小島政二郎全集』第5巻, 鶴書房, 1967, p.395 < 918.6-Ko715k >
- 7 菊池寛『冷眼』春陽堂, 1920, pp.310-312 <https://dl.ndl.go.jp/pid/962904/1/161>
- 8 なお、既に検印が押された検印紙を奥付に貼る場合には、製本会社がしばしば検印貼りの作業を行っていたようです。(林繁『製本工作法 技能訓練製本科用』国宝社, 1964, pp.135-136 <https://dl.ndl.go.jp/pid/3019109/1/75>)
- 9 永野為武「本は生物である」『學燈』47(4), 1943.4, pp.3-4 < Z21-176 >
- 10 永野為武『科学の衣裳』富山房, 1947, p.3 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2421306/1/5>
- 11 「タウトの印譜と署名」『SD Space design スペースデザイン』171, 1978.12, p.77 < Z11-392 >
- 12 タウト著, 篠田英雄 譯『日本 タウトの日記』第5, 岩波書店, 1959, p.159 < 291.099-cT23n-S >

※< >内は当館請求記号

著者の検印・検印紙

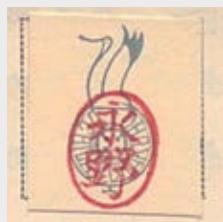


ホ



ニ

小島政二郎



ヲ



ル

永野為武



ヌ



ハ

平山蘆江

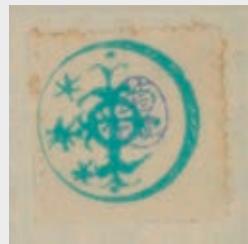


イ



ロ

菊池 寛



ト



リ



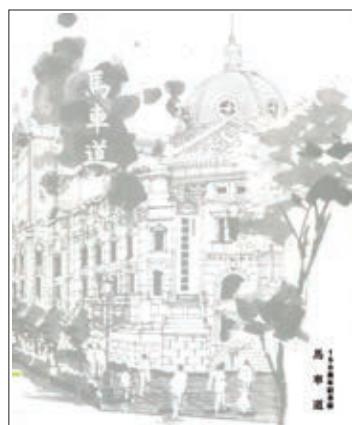
チ

○検印・検印紙画像の出典

- イ 平山蘆江『花柳行状記』岡倉書房, 1934 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1187962/1/156>
- ロ 平山蘆江『日本神話 別名 日出づる国誕生 隨筆』住吉書店, 1953 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1660066/1/115>
- ハ 平山蘆江『西南戦争前編』(博文館文庫)博文館, 1941 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1111237/1/147> (モノクロ画像)
- ニ 小島政二郎『芭蕉』(青少年日本文學)至文堂, 1943 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1873480/1/117>
- ホ 小島政二郎『森の石松』同光社, 1955 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1644268/1/152>
- ヘ 小島政二郎『義士銘々伝 上新版』大日本雄弁会講談社, 1931 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1174644/1/266>
- ト 菊池寛『藤十郎の恋』(新潮文庫)新潮社, 1937 <https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1207194/1/69>
- チ 菊池寛『陸の人魚』プラトン社, 1924 <https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1183876/1/213>
- リ 菊池寛著, 田村孝之介 絵『空の軍神 加藤少将』大日本飛行協会, 1943 <https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1718224/1/123>
- ヌ 永野為武『科学の窓』石崎書店, 1953 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1372379/1/138>
- ル 永野為武『生物と環境』(理科文庫)三省堂, 1951 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1629568/1/123>
- ヲ 永野為武『新編生活科学概論 生物科学を根底とする』内田老鶴園新社, 1980 <https://dl.ndl.go.jp/pid/12589873/1/109>

(利用者サービス部 人文課 前田さらら)

本屋に ない本



『馬車道 150周年記念誌』
馬車道150周年記念誌編集委員会 編
馬車道商店街協同組合 刊
2018.12
120p ; 26 cm
<請求記号 DC71-M16>

写真館、アイスクリーム販売、近代街路樹、ガス灯。これらの日本における発祥地をご存知だろうか。実は全て神奈川県横浜市の馬車道とされる。慶応3（1867）年に開通したこの道は、日本と世界を繋ぐ窓口だった開港後の横浜で多くの人とモノが行き交うメインストリートとして賑い、写真館やアイスクリーム販売といった新しい事業が興つたり、日本初の街路樹やガス灯が設置されたりした。常に新しいまちであり続ける姿勢は現代のまちづくりに引き継がれ、その先駆的な取り組みは国内外に影響を与えていた。本書はそんな馬車道が歩んできた開通後150年の道のりを豊富な写真や図と共に紹介したものである。

第1章「歴史」によれば、馬車道誕生の契機は慶応2（1866）年の慶応の大火だった。横浜が焼き尽くされた後、幕府と諸外国が結んだ約書により整備された幅60フィート（約18メートル）の道が後の馬車道となる。本書には馬車道の歴史的変遷が分かる地図や写真が多く紹介されている。なかでも興味深いのは、明治初頭の横浜の地図に馬車道という名前の道が複数あることだ。西洋文化の影響で馬車が活躍していた当時、馬車道という地名は現茌の場所以外にも使われていたようである。

トル後退させて歩道幅を拡大する取り組みが面白い。画期的だったこの取り組みは大半のビル所有者に反対されたが、1年以上の説得により実現されたという。実際にまちづくりに携わった人々の言葉で当時の様子が語られ、その苦労と熱意を知ることができる。

昭和48（1973）年、市の商店街活性化の事業のモデル第1号となつたことを皮切りに馬車道は商店街と行政が協働して独自のまちづくりを始めた。第2章「馬車道のまちづくり」では、異国文化発祥の地として開港横浜の歴史や文化を大切にしながらも、都心型商店街としてショッピングなどの街歩きや人との交流を楽しめる街をつくるための様々な取り組みが紹介されている。特に、魅力的な歩行者空間を作るために建物の1、2階の壁面を数メートル後退させて歩道幅を拡大する取り組みが面白い。画期的だったこの取り組みが面白く分かることで、馬車道に関わる人々の強い愛着が伝わってくることが本書の魅力だ。実際に現地に足を運んでみたくなる1冊であった。

（横田
結莉奈）

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

NDL Topics

第27回図書館総合展〈2025〉に参加します。

10月22日（水）から10月24日（金）までパシフィコ横浜で、11月10日（月）から11月23日（日）までオンラインで開催される「第27回図書館総合展〈2025〉」（主催：図書館総合展運営委員会）に、国立国会図書館も参加します。

展示ブースや図書館総合展のウェブサイト上で、国立国会図書館の様々なサービスをご紹介します。また、期間中に次のフォーラム（会場開催・後日録画配信予定）を開催します。

フォーラム「NDLラボの公開ツールを使ってみよう！—NDL古典籍OCR-Liteや古典籍・近代自筆資料への全文検索が広げる資料探索の可能性—」

○日時 10月23日（木）13時～14時30分

○会場 パシフィコ横浜展示会場2階（定員100名）

○登壇者 永崎研宣氏（慶應義塾大学文学部教授）

一般財団法人人文情報学研究所主席研究員
多田蔵人氏（国文学研究資料館研究部准教授）

（授）

青池亨（国立国会図書館電子情報部電子情報企画課次世代システム開発研究室開発研究係長）
村田祐菜（国立国会図書館電子情報部システム基盤課）

- お申込みは9月上旬頃から国立国会図書館ホームページにて受け付けます。ホームページの「イベント・展示会情報」をご覧ください。



○問合せ先 総務部 総務課 広報係
電話 03（3581）2331（代表）

○関西館 令和7年11月25日（火）及び26日（水）
○国際子ども図書館 令和7年12月25日（木）

詳しく述べ、国立国会図書館ホームページに掲載するお知らせをじ確認ください。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

臨時休館のお知らせ

館内サービスのシステムの切替準備のため、左記の日程で臨時休館いたします。



NDLラボ トップページ

NDL Topics

国際子ども図書館展示会 「絵探し絵本となかまたち」

画面いっぱいに人物等が描かれ、読者が指示に従つて特定の人物や物を探す「絵探し絵本」が多数出版されています。国際子ども図書館の所蔵資料から、「絵探し絵本」をはじめとして、類似した絵本、周辺領域の絵本など、なかまたちを集めて紹介します。ぎゅうぎゅうに描き込まれた絵を「眺める楽しみ」、そこから何かを「探す楽しみ」に満ちた絵本たちです。一緒に絵探しの旅に出かけましょう。

○開催期間

前期：2025年10月7日（火）～12月21日（日）

後期：2026年1月20日（火）～4月19日（日）
前後期で展示資料は総入れ替えします。

※月曜日（国民の祝日・休日）毎月第3水曜日（資料整理休館日）は休館

○開催時間 9時30分～17時

○会場 国際子ども図書館レンガ棟3階本のミュージアム



展示会「絵探し絵本となかまたち」ちらし

また、関連講演会を次のとおり開催します。ぜひご参加ください。

- 演題 「文字のない絵本と絵探し絵本の交点を探る」
- 講師 山本美希氏（筑波大学芸術系准教授、マンガ作家、イラストレーター）



山本美希氏

- 日時 2025年12月7日（日）14時～16時（13時30分受付開始）
- 会場 国際子ども図書館アーチ棟1階研修室1
- 対象 中学生以上
- 定員 100名（事前申込制、先着順）
- 申込方法 申込フォームからお申し込みください。
(国際子ども図書館ホームページ→「展示会・イベント」→「これからのおイベント」) 10月15日受付開始。
- ※動画配信はありません。



#41

国際子ども図書館 口ビートから中庭を望む
photo by Mizuho

NDL Topics

関西館資料展示（第34回）「ブレイク刷るー！」 —ページが語る印刷技術の歴史—



第34回関西館資料展示「ブレイク
刷るー！」ちらし

木版から、活版、ガリ版、オフセット印刷まで、印刷の歴史をたどる旅へ！
商業出版が始まった近世から現在まで、紙の本は私たちの生活に当たり前のものとして存在し続けています。それを支える印刷も、時代ごとに新たな技術を取り入れ、進歩し続けてきました。

本展示では、近世から現在にかけて進歩してきた印刷技術に関する本、実際にその技術を使って印刷された本などを紹介します。スマホ時代の今だからこそ、印刷された本が持つ「ものとしての魅力」を再発見してみませんか？

- 開催期間 9月18日（木）～10月14日（火）
- 開催時間 9時30分～18時
- 会場 関西館 閲覧室（地下1階）
- 問い合わせ先 関西館 資料案内
電話 0774（98）1341

- 演題 板木から読み解く江戸の出版事情～板木が果たした役割～（けいはんな学研都市7大学連携市民公開講座2025）
- 講師 金子貴昭氏（京都先端科学大学人文学部歴史文化学科准教授）



金子貴昭氏

- 日時 9月26日（金）午後1時～2時15分
※講演会終了後、当館職員による資料展示の説明があります。
- 会場 関西館 大会議室（地下1階）
- 対象 各種図書館、調査・研究・教育機関、中央省庁・地方公共団体等に属する方、大学院生等。
※現地語の知識がなくてもご参加いただけます。
- 申込方法 次のWebページからお申し込みください。
<https://www.krl.or.jp/contact/shimininkouza2025.html>
- 定員 200名（事前申込制・先着順）

- 内容（予定）
科田①「国際機関の文書を使ってパレスチナの紛争を調べる」（関西館アジア情報課）
科田②「西アジアの紛争と統計」（アジア経済研究所 学術情報センター）
*「科田①」及び「科田②」は、PPTを使って実習を行います。受講者ご自身でノートPCの持参
- 日時 12月12日（金）9時30分～16時30分
*昼休憩時に希望者でネットワーキングランチを予定しています。
*終了後に希望者に對してアジア経済研究所図書館の見学を実施します。
- 会場 日本貿易振興機構アジア経済研究所（千葉市美浜区若葉3-2-2）
- 対象 各種図書館、調査・研究・教育機関、中央省庁・地方公共団体等に属する方、大学院生等。
※現地語の知識がなくてもご参加いただけます。
- 申込方法 次のWebページからお申し込みください。
<https://www.krl.or.jp/contact/shimininkouza2025.html>
- 定員 20名（原則、1機関につき1名）。応募多数の場合には調整します。
- テーマ 西アジアを調べる—国際機関の文書と現地の統計から紛争を見る—

また、関連講演会を次のとおり開催します。ぜひご参加ください。

令和7年度アジア情報研修

アジア情報の収集・提供に関するスキル向上を図ることともに、アジア情報関係機関間の連携を深めることを目的として、令和7年度アジア情報研修を日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所と共催で実施します。

NDL Topics

参をお願いします。(会場にWi-Fiあります)。

*受講者の方には、事前課題にご解答いただきます。

- 申込方法　国立国会図書館ウェブサイトの左記のページからお申し込みください。

「トマト情報研修　西アジアを調べる—国際機関の文書と現地の統計から紛争をみる—」

<https://form.ndl.go.jp/form/pub/ndl7/asiantraining2025>

○問合せ先

関西館 アジア情報課

電話 0774（98）1331（直通）

電子メール ml-k-asia@ndl.go.jp

*申込受付後にお送りする確認メールが届かない場合
お問い合わせ先までお電話ください。

○申込締切 10月9日（木）

*参加の可否は、10月17日（金）までにお知らせします。





令和7年度アジア資料書誌作成セミナー —ビルマ語・初級編—

ビルマ語・初級編

方法
国立国会図書館ウェブサイトの左記の
ページからお申し込みください。

- 申込方法 国立国会図書館ウェブサイトの左記のページからお申し込みください。

「アジア情報研修 西アジアを調べる—国際機関の文書と現地の統計から紛争を見る」

URLの向上及び他機関との情報共有を図るため、令和7年度アジア資料書誌作成セミナーを開催します。令和5年度のタイ語、令和6年度のベトナム語に引き続き、今年度はビルマ語を対象に実施いたします。

○日時 10月22日（水）14時～16時

○開催方法 ワーク会議シート（Microsoft Teams）によるオンライン開催

https://form.ndl.go.jp/form/pub/ndl7/

asiantraining2025

たびります。

*申込締切後にお送りする確認メールが届かない場合は、問合せ先までお電話ください。

○問合せ先 関西館アジア情報課
電話 0774（68）1311（直通）
電子メール ml-k-asia@ndl.go.jp

*ただし、定員に達した段階で受付を終了します。

○申込締切 10月8日（水）

たぬ、過去のセミナーの資料等は左記のページを「[参照ください。](https://ndlsearch.ndl.go.jp/navi/asia/seminar)



- 関西館アジア情報課の職員が、ビルマ語資料の書誌データを作る際に必要となる基本的な知識（文字の入力方法、翻字を行う際に有用なウェブサイトの紹介など）についての講義を行います。また、質疑応答等を通じて参加者間の情報交換も行います。

○ 参加費 無料。ただし、通信費等は受講者にご負担いただきます。

○問合せ先
関西館 アジア情報課
電話 0774（98）1371（直通）
電子メール ml-k-asia@ndl.go.jp

○ 参加費 無料。ただし、通信費等は受講者にご負担
いたします。
応答等を通じて参加者間の情報交換も行います。
紹介などについての講義を行います。また、質疑

NDL Topics

令和7年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会

6月26日、標記懇談会が開催されました。この懇談会は、国立国会図書館と公共図書館との協力の推進を図ることを目的として開催され、今年で60回目となります。今回は、都道府県立及び政令指定都市立図書館65館が参加しました。

はじめに、高田行紀文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長が、最近の図書館行政の動向について報告しました。続いて、今年度の懇談会のテーマ「読書バリアフリーの推進」の下、国立国会図書館の渡邊斉志総務部司書監兼関西館図書館協力課長が障害者サービス実施計画、国立国会図書館障害者用資料検索（みなサーチ）を通じた視覚障害者等用データ送信サービス等の取組について報告し、公共図書館からは、鳥取県立図書館の西尾麻都子館長及び新潟市立中央図書館の高橋江里子館長補佐が、読書バリアフリー施策、図書館の提供するサービス、現在の課題について報告しました。

後半は、各館での読書バリアフリーの推進に関する取組状況や課題をテーマに、8つのグループに分かれ意見を交換し、各グループの代表者が内容を報告しました。

施設の環境整備については多くの館で進展が見られる一方、読書バリアフリー関連サービスを担う人材の育成・研修や、関係団体や支援学校等への広報等は不足があり、サービスを必要とする人に情報を届ける取組の重要性が指摘されました。また、視覚障害者以外にもサービスの対象を拡大する必要がある認識がある

一方で、利用者の固定化や高齢化が進んでいることへの指摘がありました。また、ニーズの把握が難しいことは課題であることの言及や、特定の障害がある方のみを対象としたサービスという形ではなく、やさしい利用案内の作成といった一層広い対象に向けたバリアフリーの取組についての紹介もありました。



令和7年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会

新刊案内

令和6年度国際政策セミナー報告書

「人口減少局面の地域の持続可能性」

韓国のトップダウンシステムを基盤とした人口減少地域の支援政策

人口減少局面の地域の持続可能性

日本的人口減少の空間構造とその要因に関する考察

人口減少局面の地域の持続可能性—地方×デジタル×広域連携の視点で—



A4 96頁 不定期刊

ISBN 978-4-87582-946-1

以下のページからPDFファイルをご覧いただけます。

<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/index.html>

NDL Topics

外国の立法・立法情報・翻訳・解説 第304号



A4 93頁 季刊 1,980円（税込）
ISBN 978-4-87582-944-7
発売 日本図書館協会

ドイツ連邦共和国における新しい公布・公示制度

2022年公布公示法の制定

イタリアにおけるネットといじめ対策法制—2017

年法律第71号とその改正

韓国におけるA-基本法の制定

中国・国防教育法の全部改正

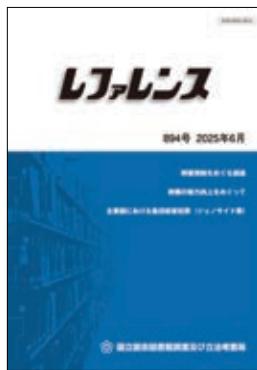
レファレンス 894号

解雇規制をめぐる議論

教職の魅力向上をめぐって—欧洲連合の「教育訓練

モニター」2020年版を参考に—

主要国における集団殺害犯罪（ジエノサイド罪）



A4 75頁 月刊 1,100円（税込）
発売 日本図書館協会

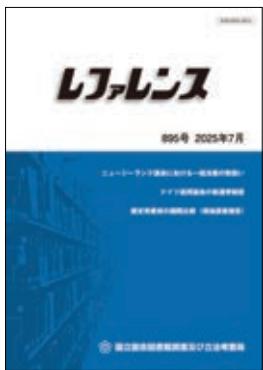
レファレンス 895号

ニュージーランド議会における一括法案の取扱い

ドイツ連邦議会の新選挙制度—超過・調整議席の廢

止と2025年総選挙—

固定資産税の国際比較—英国、ベルギー、イタリア
及びスウェーデンの事例から—（現地調査報告）



A4 63頁 月刊 1,100円（税込）
発売 日本図書館協会

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電話 03(3523)0812

NO.773/774

SEPTEMBER/OCTOBER
2025

CONTENTS

- 01 <Book of the month - from NDL collections>
How they stay healthy: *Gendai meishi no yojoburi* (Healthcare tips from celebrities)
- 06 The past and the future of the NDL's magazine on laws and regulations overseas: *Foreign Legislation*
- 15 Glimpses into the activities of MATSUDAIRA Sadanobu as seen in scraps of *Shuko jisshu* (Assembled antiquities in ten categories) found inside damaged book covers
- 28 A selection from the seals and stamps of authors and publishers
Part 2: Seals and stamps in the authors' own words
- 05 <Tidbits of information on NDL>
One legal difficulty after the other
- 34 <Books not commercially available>
Bashamichi: 150shunen kinenshi
- 35 <NDL Topics>

国立国会図書館月報

令和7年9/10月号 (No.773/774)

発行所 国立国会図書館
編集者 田中智子
責任者

印刷所 株式会社丸井工文社

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03(3581)2331(代表)
FAX 03(3597)5617
E-mail geppo@ndl.go.jp
<https://www.ndl.go.jp/>



NATIONAL
D I E T
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2025.9/10

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan

國
史
書
館

國
人

國
上